
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

令和6年3月4日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和6年3月4日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番 齊田光門	2番 加藤修
3番 江田加代	4番 長谷川康弘
5番 前田昇	6番 石原浩明
7番 河中博子	8番 橋井満義
9番 松田悦郎	10番 山路有

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦	総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 大 武 浩	住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久	建設産業課長 福 井 真 一
教育長 井 田 博 之	教育次長 横 田 威 開

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

令和 6 年第 1 回 3 月定例会本会議 2 日目、一般質問を開催します。

開催するに当たり、一言御挨拶申し上げます。令和 6 年度当初予算において、数々の新規事業が実施されるところであります。より活力ある村づくりに向け、議員各位の積極的な提言に期待するところであります。

それでは早速、本日の会議に入ります。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第 1、一般質問を行います。

ここで通告者の紹介を行います。

通告順 1 番、加藤修議員、この後、午前 9 時から行います。通告順 2 番、松田悦郎議員、午前 9 時 30 分から行います。通告順 3 番、前田昇議員、午前 10 時 35 分から行います。ここで昼休憩を挟み、通告順 4 番、石原浩明議員、午後 1 時から行います。通告順 5 番、齊田光門議員、午後 2 時から行います。通告順 6 番、江田加代議員、午後 2 時 55 分から行います。通告順 7 番、橋井満義議員、午後 3 時 55 分から行います。このたびの一般質問は 7 名、今日 1 日で終わりたいと思います。

それでは、通告順 1 番、加藤修議員の一般質問を許します。

加藤議員。

○議員（2 番 加藤 修君） おはようございます。2 番、加藤修です。

初めに、能登半島大地震でお亡くなりになられました方の御冥福をお祈りをいたしますとともに、被災されました方の一日も早く普通の生活ができることを願うところでございます。

連日の悲惨な被災状況の報道を見るに、我が日吉津村はどうかのところ、日吉津村の防災対策について質問をいたします。

初めに、備蓄品の現状はどうか。次に、感染症・プライバシー保護等に使いますテントは

十分な数がそろえてあるのか。最後に、一番被災地で遅れておりますのが水道管の破裂による断水です。給水対策としての井戸の設置の考えはあるのかないのか、以上の点を質問をいたします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 皆さん、おはようございます。本日は一般質問ということです。どうぞよろしく願いいたします。

まずは、加藤議員から御質問がありました。こちらにつきまして答弁をしまいたいというふうに考えております。日吉津村の防災対策についての御質問でございます。

まず、1点目、備蓄品の現状についての御質問でありますけれども、現在、本村では、避難所での避難生活に必要な備蓄を行っております。備蓄品につきましては、飲料水や保存食、粉ミルク、液体ミルクなどの食料関係、また、テント、毛布、ダンボールベッド、ワンタッチベッドなどの避難所関係、その他マスクや防護衣、オムツ類、サランラップ等の衛生用品、ブルーシート、簡易トイレなどを備蓄しております。食料関係、衛生関係の備品につきましては役場庁舎、避難所用品やブルーシート等は、農業者トレーニングセンターの防災倉庫へ保管をしております。

また、鳥取県におきましては、鳥取西部地震を教訓に、災害時には各市町村が応援し合うことを前提に目標数量を定め、効率的に備蓄が行えるよう県と市町村での連携備蓄を実施しています。この連携備蓄の目標数量ですが、県の震災対策アクションプラン、この避難人数を参考に県での最大避難者数2万4,000人を想定し、この避難人口の1日分を対象に備蓄することとして、市町村の人口比率により備蓄数量が定めてあります。不足分や2日目以降の備蓄品につきましては、あらかじめ県が協定を結んでおります民間事業者や他の自治体からの応援を受けることとされておりまして、本村におきましても、県の協定とは別にイオン日吉津、あるいはケースデンキなどと協定を結んで、災害時の緊急避難場所としての駐車場の提供及び必要な物品の提供について御協力をいただくような協定を締結しています。備蓄品につきましては、必要なものについて随時追加する等しており、今後も見直しを行いながら備蓄の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。各家庭におかれましても、災害時、救援が来るまでの最低3日間、これは発災後72時間、3日間は人命救助活動が最優先になるということからこの3日間というのを目安にしておりますけれども、この3日間の食料と水、貴重品、照明器具、衛生用品、救急医薬品などを非常時に持ち出せるように御準備いただければというふうをお願いを申し上げたいと思います。

次に、感染症・プライバシー保護等に使用するテントは十分かという御質問でございますけれども、プライバシー保護の観点から、パーティション用のテント等を避難所となるトレーニングセンターのアリーナでの設置を想定し、現在30張りを備蓄しています。先ほどの答弁でも申し

上げましたけれども、必要物資や不足分につきましては、県が協定を結んでいる民間事業者、他の自治体等から応援を受けることとなっています。また、あわせて感染症対策としては、マスクや消毒液、防護衣、体温計等も準備しており、コロナ禍の経験から感染症対策の準備も行っているところでございます。今後も引き続き、授乳室用テントやベッド、トイレ関係等、避難所等での必要性を随時検討しながらこの備蓄品の拡充を図ってまいりたいというふうに考えております。また、テントだけでなく、避難施設全体でのレイアウトによるスペースの確保、物理的な隔離を実施しながら感染症対策も行っていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

3点目になりますが、給水対策としての井戸の設置の考えについての御質問でございます。災害時につきましては、配給された水をできるだけ、できる限り飲み水として使用するために、生活用水の確保は重要であるというふうに考えております。災害時の給水対策といたしましては、東日本大震災を教訓に鳥取県と市町村が協力をし、水道の供給が停止したときに被災者の方々の生活用水、例えばトイレや洗濯、掃除などに使用する水でありますけれども、こういった生活用水として無償で井戸水を提供していただける協力者を募集し、協力者所有の井戸を災害時協力井戸として村内では現在9か所の協力井戸が登録されています。村といたしましては、村民農園や学校農園に手押しポンプ式の井戸の設置がありまして、いざというときにはこちらも活用できるのではないかと考えております。現在のところ村として新たな井戸の設置は考えておりませんが、今後も災害時に御協力いただける井戸があればこの協力井戸として御登録いただきながら、水道局等とも連携を図り生活用水の確保に努めたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いできればというふうに考えております。

以上で加藤議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） ありがとうございます。備蓄の方法が今、広域の備蓄に変わりつつあるというところを聞いておまして、各自治体で持つのもそんなにたくさん持てませんので、協力をしていただくとか、足りないところは持ってきてもらうとか、いろんな方法がありますが、この広域備蓄についてももう少し詳しく答弁をお願いいたします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、鳥取県の西部地震を教訓としまして、なかなか議

員おっしゃいますように各市町村それぞれが十分な備蓄を備えるということできませんので、必要最低限のものを各市町村でそろえて、そして、それ以上に必要なものにつきましては、県ですとか他の市町村、こちらも備蓄をそろえておきながら、それを何かあって必要なときにはすぐに協力体制が取れるような形でしております。その数量につきましては、先ほどもあったんですけども、避難人口というものを県が想定しまして、それに対して各市町村の人口割でどういったものをどのくらい必要かというようなことで定められております。それについて、日吉津村につきましても徐々に目標数量を満たすように備蓄の整理を進めてまいりまして、今は大体、全ての項目につきまして目標数量を備蓄しているという状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） あってはならないですけども、災害があったときに避難所の体制ですね。よく話聞くのが、男子の職員ばかりで女性目線が行き届いていないというところがあって、避難所への女性職員の配置、プライバシーにしても、それと、着替えるのに家まで帰って着替えてくるというような現状があるようでして、そういったところの配慮というところはいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃいますように、避難所でのやはり女性への配慮というのは大きな課題かなというふうに思っております。そこで本村では、避難所、いざ災害が起こって避難所を開設するといふときになったときに避難所班というものを想定しております。避難所班にはもちろん男女ともに配置をするようにしてございまして、そういった部分では男女の様々な配慮ができるのかなというふうに考えております。具体的に申し上げますと、まずは避難所におけるプライベートスペースの確保というのは重要になってくるかと思っております。それについては今、テントを用意してございまして、なるべく空間が保てるような配慮をしております。さらに、授乳室ですとか、授乳スペースですね、室までは設けられませんが、そういったものは確保できるようなテントを用意したり、パーティションを用意したり、それからダンボールベッドを用意したりというようなことで、なるべくそこで女性も、何ていうんですかね、自分の空間が保てるような配慮をさせていただく計画をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 答弁の中でアリーナという言葉が出てきました。あそこは空調がありませんね。そこで教育長に聞きますけれども、小学校の体育館の災害時の利用というところ

で考えておられますか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

御存じのとおり小学校の体育館は、空調、暖房、冷房ともに備えておりますので、時期的に、季節的に必要な場合、村長部局、防災担当からの要請があれば、使っていただくことはやぶさかではないというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） いち早く防災のために小学校に空調をつけましたけども、なかなかこれ使ってるところを見たことがないので、これはやはり常時でもないですけども、定期的に運転してみて、正常なのかどうなのかというところも確認をしながら、防災訓練等でもやりつけてみて、アリーナの大きさとはまた違いますので、そういったところの防災訓練を小学校の体育館で実際にやってみるといってもやっていたきたいなと思いますし、そういったところで職員の教育訓練、本部の立ち上げからそういったところの細かいところへの防災訓練についての考えはありませんか、どうですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

避難所での想定した訓練ということでございます。昨年行いました村の防災訓練のときには、実際に避難所を開設というところまでの想定した訓練をいたしました。それから、以前には実際にトレーニングセンターのアリーナを使ってテントを張ったりというような訓練もしているところでございます。やはり避難所に当たる職員がいつでもそういった何かあったときには対応できるような訓練というのは必要だと思いますので、これからも継続して行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） トレセンのアリーナが悪いとは言いませんけども、やはり空調がついている小学校の体育館をフルに使うというところをもう少し前面に出していただきたいなと思います。職員の訓練についても常時やっておられると思いますので、その辺またよろしく願いをいたします。

それでは最後ですけども、給水対策であります。要するに、今まだ一番遅れているのが水道管の破裂による断水、下水道も一緒ですね。それで、まず下水道のほうから聞いてみたいと思いますが、耐震ですね、下水道に対しての耐震はどうなっているんでしょうか。課長、よろしくお願

いします。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

下水道施設の耐震化につきまして、大きく分けて下水処理場と管路と分けてお答えいたします。

日吉津村の下水道は昭和の時代に供用開始しております。その後、増設したりしておるんですけども、耐震化の大きな変更は阪神・淡路大震災、これの後に耐震のレベルが変わっております。平成の1桁のときだったと思いますので、昭和の時代に建設したものは耐震化には対応しておりません。その後、建設しました下水処理場、3系と呼んでおりますけども、3つ目の系列、これにつきましては耐震対応しております。もともとありました1系と2系という流れなんですけども、こちらにつきましては、次回の改築時に耐震化を図るという計画でございます。

続きまして、管路につきましては、管路といっても重要なものから末端のものまでございます。耐震化のレベルを変えておりまして、重要な幹線につきましてはレベル2という基準がございますけども、これに対応しているかということなんですけども、昭和の時代に建設したものは耐震化を考えずに設計されて施工されております。その後、調査しました結果、重要な幹線が4.2キロございます。これにつきましては、調査結果に基づきますと耐震化のレベルに達しておるという結論をいただいております。平成の時代に建設した管路につきましては、耐震を考えてマンホールと管の継ぎ目とか、それから本管と各御家庭の公共ますを設置する部分とか耐震化をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 今、新しい家がたくさん建ってきて、本管からつなぐというところで耐震化をしているというところがございますね。ありがとうございます。

この間の総務委員会のときに、2名の職員の方が支援で行かれて、帰ってこられた方の報告をいただきましたが、総務課長、どうですか。

○議長（山路 有君） どうですって。もうちょっと、加藤議員、どうですか言われても答えようがないじゃない。

○議員（2番 加藤 修君） 感想を聞いたんですけども、やはりこれからもどんどん出てくる、ですので、そういったところでやっぱり行きたところの報告を受けて、みんな、ああ、こういう状態なんだなというところを一度聞いてよかったなと思ったんですけども、そういうことです。どんどんやっていただけないかっていうことなんですけど、どうですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

現在、職員が2名ほど行って帰ってきております。そして、今もう1人が実際に活動している状況でございます。3名の職員が被災地支援ということで現場に出かけて作業をさせていただいております。

私も報告を受けましたけれども、まず、やはり現地の様子が一番、生で聞けるということが大きな財産かなと思っております。発災時にどういう現地在状況で、どういった支援の状況なのか、どういったことに困っておられるのかっていうことが、実際の職員が行ってきたことによってはっきり分かる、そして、それがうちの防災の今後の対策に結びつくというようなことを感じております。行った職員は本当に自分のやってる仕事と照らし合わせて、じゃあ、向こうで学んだことを今の自分の仕事にこう生かしたいんだということを、帰ってきた2名は本当に肌で感じて言っております。きっと将来的にそのことは職員がずっと生かしてくれるものというふうに思っております。そういう意味では、行った職員は本当大変だとは思いますが、ぜひ現地に行って、協力して、さらには自分の収穫といいますか、今後、日吉津村の将来に生かせるような知識を学んできていただけたらなというふうに思っております。まだ支援は先は長いようでございますので、できる限りのことを協力して行って、派遣もしていきたいなというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 最後に給水対策でございます、井戸の設置。前々から災害時の今の農業用のポンプ等での活用というのがあります。実際に飲める水が欲しいんですね、飲める水が。ほんで、ガチャコンが2つありますけども、あれを各自治体が7つと、海川新田と今吉東入れて9つですね、少なくともこの自治会の公民館にできたら、一遍にはないですけども、できるところから井戸の設置、今、新しくいいのができてますので、そういったものを設置していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

現在、災害時の協力井戸ということで、県のほうも主体となって協力者を募集しているところでございます。日吉津村もホームページのほうに災害時協力井戸制度の協力者募集ということで御案内をさせていただいております。その結果、先ほど答弁でもありましたように現在9か所の井戸が登録していただいております、何か起きた場合にはそこで協力をさせていただくという形になっております。

それで、農業用の井戸なんかも活用できるということで、まずはそちらの協力井戸を増やしていきたいなというところを考えているところでございますが、また、自治会というようなところも要望がありますので、またその辺りは自治会の皆さんとも相談しながら検討していきたいなというふうに思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 各自治体での要望等が違うと思いますので、またこの辺、自治連合会等で検討していただいて、もし希望があればぜひ設置をしていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で加藤議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、通告2番、議席番号9番、松田悦郎議員の一般質問を許します。
松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。今回は、ねんりんピックの成功に向けてと海浜エリアの指定管理者導入について質問いたします。

最初に、ねんりんピックの成功に向けての質問をします。第36回全国健康福祉祭とっとり大会が、鳥取県で初めて開催されるねんりんピックはばたけ鳥取2024が今年の10月19日から22日まで行われます。日吉津村では、20日、21日にターゲットバードゴルフ交流大会が予定されていますが、この大会の趣旨は、主に60歳以上で高齢者を中心とし、健康や福祉に関するイベントを通じて社会参加や生きがいの高揚などを図り、触れ合いと活力ある長寿社会に寄与するために開催されます。このターゲットバードゴルフ大会は、以前、本村に事務局があった関係で平成18年、19年には全国的な大会としてスポレクや全国大会が開催されました。この大会には全国から約260名以上の選手や関係者が集まり、村民ボランティアとしても180名の御協力が得られ、大会は成功裏に終わりました。今回の大会は全国から約140名の方が本村に来られる予定と聞いておりますし、この大会を成功させるためには多くの村民の方や関係者の御協力が必要不可欠と思われまます。村行政として、この大会に向けての意気込みを伺います。

次に、海浜エリアの指定管理者導入について質問いたします。海浜エリアの活性化につきましては、令和3年5月に海浜エリア活性化検討委員会を立ち上げて、今年の5月には丸3年となります。また、令和5年3月には海浜エリア活性化計画が作成されましたが、計画案を見ますと現在の海浜エリアの状況が主に掲載され、具体的な内容については主に今後検討するという記載が

されております。また、この活性計画には、キャンプ場やテニスコート、ゲートボール場の活用策、多目的広場や芝生広場管理の方法、松林、あずまや、記念碑の検討、遊歩道の整備、サイクリングコースの整備、駐車場など多くの問題解決に向けて検討する事案が多くあり、難しい問題が山積している状況ではあります。しかし、令和5年度には指定管理者の導入とPark-PFIの検討を含めた整備、官民連携手法の可能性を検討したいと言われております。そこで、サウディング調査を含め、早急に何か結果が見えてこないと不信感だけが残りますので、指定管理事業者だけでも結論を急ぐ必要があると思いますが、見解を伺います。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、松田議員からの御質問にお答えしてまいりたいと思います。

大きく2点、御質問がございました。1点目が、ねんりんピックの成功に向けて、2点目が海浜エリアの指定管理者制度の導入についての御質問でございます。

まず、1点目の、ねんりんピックでありますけれども、こちら議員のほうからも御紹介ありました全国健康福祉祭、愛称としてねんりんピックと呼ばれておりますけれども、これはスポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、主に60歳以上の皆様を中心とする国民の健康保持、増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与するため、昭和63年から開催をされています。来年度、令和6年度には10月19日から4日間、初めて鳥取県で開催をされます。県内全19市町村が会場となっており、スポーツや文化に関する全29種目が開催をされる予定となっております。本村、日吉津村におきましては、10月の20日と21日の2日間、日吉津村海浜運動公園を会場にターゲットバードゴルフの交流大会が開催をされ、36チーム、144名の選手が全国から来村される予定となっております。

この実施、運営に関しましては、昨年7月に関係団体で構成する日吉津村実行委員会を設立し、本番大会の開催に向けて検討、準備を進めており、昨年9月16日には中四国のプレーヤーの方に参加を呼びかけ、約40名のプレーヤーの方に御来村いただきました。この競技を中心としたリハーサル大会を実施したところでありまして、本番大会と同じ芝生広場と多目的広場の2会場を活用し、競技実施の確認ができたところであります。

広報活動につきまして、昨年のふれあいフェスタにて広報活動を行ったり、あるいはヴィレステのほうで展示を行ったり、また広報紙においても紹介をしたりということをしているところであります。また、2月からは会場であります海浜運動公園に横断幕を掲出するとともに、ヴィレステひえづには階段の装飾、上がると見えるようになってますけれども、この装飾を実施をして、

ねんりんピックの開催に向け、機運の醸成を図っているところであります。今週末に行われます3月10日の芸能大会の中におきましては、ねんりんピック鳥取大会に向けての地域の機運醸成、大会の盛り上げにつながるよう、県のねんりんピックキャラバン隊による大会旗のリレーイベントというのを開催する予定としています。愛媛県から引き継いだ大会旗をバトンとしてつなげ、大会旗披露に併せて大会をPRする予定となっています。引き続き、ねんりんピックはばたけ鳥取2024の開催に向け広報活動などによる機運醸成を図ってまいるとともに、のぼり旗の製作や会場周辺の装飾など、村民の皆様の御協力もいただきながら大会を盛り上げていきたいと考えております。

あわせて、村民の皆様には、大会運営に関わるボランティアとしても御協力をお願いしたいというふうに考えています。このねんりんピックの開催期間中は、ターゲットバードゴルフ交流大会以外にも様々な種目が開催をされ、県外からたくさんの方々が鳥取県にお越しになります。来県された皆様に気持ちよくプレーをし、楽しんでいただけるようにしっかりと準備を進め、おもてなしの心でお迎えをしたいと考えています。

次に、海浜エリアの活性化、指定管理への制度の導入検討状況についてお答えをしております。現在、海浜運動公園を中心といたします海浜エリアの活性化の実現に向けまして、官民連携手法の可能性、キャンプ場の整備に関わる条件等を把握するための民間企業に対する参入意向などをお聞きするサウンディング調査を実施しております。対話の内容については控えさせていただきたいと思いますが、これまで6者の民間事業者との対面またはウェブを使ってのヒアリングを行って、事業者の進出意向や公募条件等を調査、確認しているような状況でございます。まだこのサウンディングを引き続き行っているところでありまして、Park-PFIの導入の検討など整備運営の官民連携手法の可能性について調査、研究を進めているところでございます。

一方で、これまで行いましたサウンディング調査の中で一定の民間事業者により参入意向というのが確認をできたことから、新年度にはPark-PFI、PFI事業を活用した海浜運動公園整備に係る基本計画や実施方針の作成、また、できれば事業者公募等も行っていく、指定管理の導入につきましても併せて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。新年度は一步この辺りを進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上で松田議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最初に、ねんりんピックのほうから質問をさせていただきますが、

これは以前、私も事務局をやった関係で、いろいろとそのときのことを思い出しながらの質問でありますので、それを御了解して答えていただきたいなと思っております。

まず最初に、このねりんピック、雨天時の対策っちゅうのはどのように考えておられますかということと、選手の休息場所などについてはどのように考えておられますか、お聞きしたいと思えます。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

まず、雨天時の対応ということでございますが、基本的には少雨の場合は決行するという形になっております。ですので、雨具等の準備もしていただきながら参加していただくということになります。ただ、この時期ですので、例えば台風でありますとか警報が出るような、そのような天候の場合には中止ということも可能性としてはあるというふうに思っております。

また、選手の方の控えということですが、会場となっております海浜運動公園、あちらのキャンプ場内にテントを設置いたしまして、そちらを基本的には御利用いただくということで考えております。また、施設としましては管理棟がございますし、また、バンガローもございますので、そちらのほうも活用しながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ということは、キャンプ場にテントを各県、例えば1つずつ与えらるるとか、そういう感じでやられるんですね。いや、すみません、いや、いいです、それでいいですか。はい。

それから、細かいようなことをいろいろ聞きますが、チームの参加チームは36チームと聞いてますが、参加県につきましては分かりますでしょうか、どここの県なのかというのが、参加県。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

参加チームにつきましては、これから参加募集をかけてまいりますので、一応、枠としまして36チームを今、想定して募集をかけるということになっております。これからの対応ということですので、今の段階では参加県がどちらかというのは分かっていないという状況でございます。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 参加県については、例えば都道府県全部来られるわけではないと思えますので、例えば北は北海道から南は沖縄までってあるんですが、これから、なら参加申込み

があって、そこで初めて分かるということなんですね。

○福祉保健課長（橋田 和久君） はい。

○議員（9番 松田 悦郎君） 分かりました。

それから、今回、予算書を見ましたらこの大会費用は884万円と書いてあったんですが、これが本当なのかどうなのか分かりませんが、ちょっと少ない、スポレクあたりと比べて少ないような気がするんですが。なぜこういうことを聞くかということ、スポレクの全国大会のときには参加された県の選手の方に日吉津村をアピールするために土産物を配布したと思うんですけども、それは橋田課長も知っておられると思いますが、その辺の考え方はどうなんでしょう。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど予算規模のことも触れられましたけども、これは先ほどの村長の答弁にもあったように、参加者の人数のほうがスポレクの大会に比べましたら約半分ぐらいの参加者というところもございます。あとは、対応としましては、おもてなしのところは手厚く、来られた方に喜んでいただけるような対応はしたいというふうに考えておりますので、これから内容については検討ということにはなりますが、来られた方に持って帰っていただけるようなものでありますとか、お土産として提供できるようなものが必要だというふうには考えて準備を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 橋田課長は知っておられると思いますが、スポレクのときの日吉津村からの土産は何だったか覚えておられますか。覚えてませんか。いいです、分からなかったら。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これは一輪挿しの、何だ、つぼというか、そこに日吉津村って名を打って、各選手の方に陶芸、誰、焼き物の方に協力いただいて、全ての選手の方に配ったんですけども、結構それ、今頃はどうか知らんだけど、今あるかないかは分からんですけども、その当時は、いや、なかなかええもんくれたっちゃう話だって喜ばれたんで、どういうものを土産物にされるのかなという関心があったのでちょっとお聞きしました。なるべく喜べるようなものを与えてあげてください。

それから、次に、村長の答弁にもありましたが、この大会での村民ボランティアの方は大体どれぐらい予定されてるんかということと、どれだけのボランティアらが、例えば前のように全国

的なスポレクじゃないんで、多少は少ないですけども、そのためにどれぐらいのボランティアが必要なかなということもありますし、それから、20日は日曜なんですけど、21日は月曜日なんで、そのときのボランティアの対応なんていうのはどういうふうに考えておられますか。お願いします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

まず、ボランティアの数ということなんですけども、こちらにつきましては、昨年リハーサル大会を行ってございまして、そのときの役員が延べ50名程度の役員配置で行いました。ただ、これは延べといいますのは、兼務で役員を兼ねて関わるところがございましたので、実際にはもう少し少ない人数で対応しております。先ほど議員、御指摘のとおり21日が月曜日ということになっておりますので、こちらについてはやはり役場職員のほうは業務もありますので、なかなかその2日間の体制というのが難しいところもございまして、ボランティアあるいは実行委員会に入らせていただいております様々な各団体、自治会さんですとか、老人クラブさん等に御協力いただくところも多々出てこようかと思っております。具体的な人数は、これから役員の配置を決めてまいりますので、それからになろうとは思いますが、相当ボランティアのほうにはお世話になってまいりたいというふうに考えております。また、当日の運営だけではございまして、松田議員も覚えておられると思いますが、事前に会場の清掃活動ですとか、除草作業等をさせていただいたと。スポレクのときもたくさんの方にお集まりいただきまして、会場をきれいにさせていただいたという記憶がございまして、そのような取組も必要になってこようかと思っておりますので、様々な形でボランティアの御協力をいただけたらというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 確かに事前の準備っちゃんのが一番えらかったなと思って今、聞いたんですけども、その当時は河川敷だったので、日野川の土手の草を刈るのが本当に大変で、全員がようにふうふう言っておりましたが。今回は海浜公園だけじゃそれほどでもないだろうなと思っておりますけども、それは今、思い出しました、大変だったなっちゃんことを思い出しました。

ということは、各団体からボランティアはやられるということで、一般の方のボランティアというのは考えていないってことですね、そういう団体からのボランティアですね。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

そういう団体の方からもお願いしますし、また、一般の方もお願いしてまいりたいと思っておりますので、また村報でありますとかホームページ等で募集をかけてまいりたいと思っておりますので、一般の方にもぜひ御協力いただけたらと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 組織体制についてちょっと伺うんですけども、当然、福祉保健課が中心になってやられるとは思いますが、この組織というのはどれぐらいの組織のメンバーで、何人ぐらいのメンバーでやっておられるのか、分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

まず、事務局の体制といたしましては、大会の全般、運営に関わる部分については福祉保健課のほうを担当させていただいております。ターゲットバードゴルフ、競技のところにつきましては、主に教育委員会、特に社会体育の担当のほうに関わっていただいております。また、実行委員会のほうは昨年7月からスタートしておりますけども、こちらについては、先ほど申し上げました老人クラブさん、あるいはターゲットバードゴルフ協会さん、それから自治会等、商工会等も入っていただきまして組織しております。実行委員会の下に運営委員会ということで、役場の課長会のメンバーで構成する実際の運営に係る部分を協議する組織を設置いたしまして、協議の細かい部分、運営のところにつきましては検討をさせていただいているというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） この後は、ちょっと小さいことなんで答えるだけ、答えられればお願いしたいと思います。もし、これってスポレク、ねんりんピックは開会式なんていう予定はありますか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

全体のねんりんピックとしての開会式というのは鳥取のほうでされますし、ターゲットバードゴルフの交流大会は、こちらの海浜運動公園のほうで競技の前に開催する予定としております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 開会式の規模はとてとてもスポレクみたいな規模じゃないんで、

当然、多目的広場でやられるんだなと思うんですけども。それで、本部というのは多目的広場の空き地でやられるんですな。いや、そこで答えても、次行くや。あの空き地でしょ、多目的広場の駐車場でしょ、本部は。（「そうですね」と呼ぶ者あり）分かりました。

それから、このねりんピックで、何か聞くところによると飲食コーナーというか、物を販売するとか、そういうのを何か考えておられるというふうに聞きましたが、どこで誰がやられるでしょうか、どういうものを。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

今、実行委員会のほうでもその辺りにつきましては協議中の内容でして、はっきり決定しているわけではございませんが、想定としましては、海浜運動公園の駐車場のスペースを活用いたしましてお土産物あるいは軽食等を提供できるような方に入っていただくということで、また、どなたに入っていたかというあたりもこれからの検討事項ということになっております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ちらっと聞いたのは、商工会がどうのこうのっていう話をちらっと聞いたもんだけん、どういうふうな規模でやられるのかなと思ったりして。ただ、選手だけだと思うんで、応援団の方がぞろぞろぞろぞろ来られるのではないので、そこまで本当に必要なかなという気はしてるんですけども、一つ実行委員会のほうで考えていきたいなと思えますが。

それから、本当に細かいことなんですけど、選手は当然米子かのところで宿泊されると思うんですけど、この運搬方法なんていうのはどのように考えておりますか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

選手の方の宿泊、あるいは輸送の計画につきましては、県のほうが一括で担当されておまして、その配送計画の中で選手の方は来ていただくということになります。ホテルから会場までは基本的にはバスでの移動ということで、日吉津村の大会につきましては、おおむね4台程度、大型バスで来られるのではないかとこのところで、駐車場の確保でありますとか、乗降の場所の確保等を今、進めているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 今、4台と言われましたな。4台でどこで選手を降ろすんですか。場所はあるかなと思って、今、考え、ずっと前から思ってたんですけども、どこに選手を降ろ

される。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

今のところ想定としましては、今吉の東集会所の南側の、あそこの村の所有の敷地を活用しようというところで考えております。ですので、あそこから降りていただいて、会場までは若干歩いていただく形になりますので、その駐車場の係ですとか、案内の係も必要になってこようかなということを考えておるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） いろいろと細かいことまで質問をしましたが、何とかスポレクのように成功裏に終わらせたいなと、終わっていけばいいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それから、海浜公園の活性化について、ちょっと質問させていただきますが、これは令和元年の12月の議会で指定管理者の導入を説明があり、令和3年までには導入するというふうに、村長、明言されておまして、そのことで当初は施設関係者の皆さん方で本当に指定管理者が入ってくるとどういふふうに海浜公園のほうは変わっていくのかなという期待感が大きかっただけに、まだまだなかなか決まらないということで、ちょっと失望感ではないですけども、本当にやるんかいなという感じで最近聞いておりますけども。

これは、そこで確認しますが、海浜エリア活性計画とPark-PFI事業と指定管理者導入のこの3点についてですけども、今までいろんなことで、いろんな場面でもうこの辺をまとめて、こっちはこっち、こっちはこっちというふうに説明を受けたんで、ちょっとそこでちょっとはっきりしておきたいなと思って質問するんですが、この海浜エリア活性計画とPark-PFI事業、それから指定管理者導入、この3点についてですけども、これは個別事案で実施されるのか、それともその3事業を一体的に進めていくのか、ちょっとその辺を分かる範囲で明確に答えをお願いします。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員の質問にお答えいたします。

まず、活性化のほうと指定管理とPFIと一体的になっているのかどうか、そういったそれぞれなのかという質問でした。この活性化計画案につきましては、議員御指摘のとおり海浜運動公園の現状と今後の方向性とか、そういったものをまとめた資料になっていると思います。この活性化方針につきましては、検討委員会が設けられまして、検討、議論をされてきたわけござい

ますが、今年行いましたサウンディング調査ですね、事業者からの聞き取りをしまして、よりこの海浜運動公園をどのようにすれば事業化できるか、新しい新規事業ですとか実施する内容が、方向性みたいなものをいろいろと聞いております。実際もしこちらが幾らいい提案をしても事業者のほうが入参してもらえなければ全く意味をなさないものでございますので、4月以降につきましては、今の現在やっている直営方式であるのか、指定管理にするのか、あるいはP a r k - P F Iという新しい管理方式にするのか、この3点を中心に基本計画というのをつくりまして、比較検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 今、説明聞いておっても、以前のようにこれとこれとこれとって、どこからどこまでがどうなるかちゅうははっきりしませんけども、計画を立てるのはいいんですが、最初言ったように村長が令和元年に言われてから何年もたって、それから今度はコロナが発生して、コロナでまたまた延び延び延びということなんで、それが結局、当初の計画、今6年目なんですね。それで今、今回の当初予算見たら、何か感じがこの6年度にはいろんなことを考えるという予算づけもしてあったんですけども、ということは、7年ぐらいはかかるということだけども、でも、これを村民の方が、ここでは分かりますよ、議会やなんかで分かりますけども、村民の方、一般の方は、どげなっとうだ大体ということだと思っんですよ。だけん、わしやちが今こうしてしゃべっとうことが放送で聞いておられる方は分かるんですけども、一般の方は、いや、最初は指定管理者を導入して、どげだこげだちゅう話があったがということだけで、それ以降のことは全く分からないと思っんですよ。だけん、最初に言ったようにもう諦めモードが来とるんで、今回の予算づけでこういうふうを考えてますよちゅうやつを、それをもうちょっと、広報でもいいですから、何か今この段階ですということをはっきり言えないところにまた難しさがあると思っんですけども、何かそういうふうに村民にこの実態というものを分からせる、分かってもらえるということをやったほうが私はいいいと思っんですけども、その辺ではどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員の質問にお答えいたします。

村民の皆様の方が失望とかされているというお話もあったところですので、もっと村民の方に分かりやすく広報してまいりたいと思っんですが、大きなところでは、令和6年度中に計画をきちんと定めて、公募を実施して、令和7年度には実際、整備を始めたいと思っっております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これ言えないところは言えないと思うんですけども、ある程度どこまで進んだのかなということが分からないと、本当に終わったのか、もう諦め感が漂いますので、その辺だけを一つ、これからの方法として考えていただきたいなと思います。

それから、次に、今回のこれ、私もこれ大分読みました。読みましたが、この中であるのは、この大きく、先ほど言いましたように9事業、大きな事業がいっぱい9事業ぐらいあるかなと思ったんですけども、これを一気にやろうとすると、なかなかサウンディングとかPFIはなったとしても難しいだろうなという気しております。そこで、私は、村民の一番、皆さん方が期待しておられる子供の遊ぶ施設とかを先行しながら、例えばいつまでもいつまでもテニスコートはあげなままじゃあ、これは大変なことになりましたばかり言ったって話になりませんので、どこぞではじめをつけないけませんので、その辺のはじめというのをどこぞではっきりしていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

やはり海浜運動公園というのは、松田議員がおっしゃるように子供を中心としておじいさんやおばあさんも楽しめるような、わくわくするような公園にしていきたいと思っております。キャンプ場やテニスコートのことも並行して進めていきたいと思いますが、まずはそういった子育てに係る公園としても強く計画としては持っていきたいと考えております。これもただ、いろいろな整備の計画を検討しながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 私はテニスコートを造れとかじゃなくて、テニスコート、いろいろ人に聞きますとやっぱり少し狭いと、子供の遊び場を造るにはそういうこまいところに何か囲まれたようなところではいけないというような話も聞くので、それはどこぞもうちょっと広いところに造っていただきたいなと思うんですけども、ここにも、この中にも2つほど遊び場というか、そういう大きな遊具が載ってましたけども、早ことこれを実現をしていただきたいなと思うので、村長、その辺も併せて検討を早急をお願いしたいと思っております。

それから、この計画書を読みましてちょっと疑問に思ったとこだけ3点ほど答えていただきたいなと思うんですが、ページ数はちょっと忘れましたが、この中で、まず最初に多目的広場と芝生広場の維持管理は使用者に協力を得るとありますけども、この協力とはどのような協力を考えておられますか。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員の御質問にお答えします。

活性化計画の20ページにあるんですけれども、多目的広場と芝生広場の維持管理は利用者に協力をいただくというようなことが書いてありまして、現在も利用者の方が協力いただいて管理をさせていただいております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） いや、私はこの活性化計画というのは、当然、先ほど言いましたように指定管理者とか、サウンディング調査をしながらPFIとか、いろんなことができたことも含めて書いてあると思ったんですけども、今現状のことだけだったら、こういうことは質問しませんけども、これ書いてあるということは、将来はどういうふうになるのかなという疑問があっただけなんです。ちょっと再度お願いします。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員の質問にお答えします。

指定管理ですとかPark-PFIの整備手法がなった場合には、この維持管理も含めてどういうふうにするのかを検討していきたいと思っています。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） どうも、進まんな、こりゃ。分かりました。当然まだ分かってないということですか。いや、結局この維持管理が一番、誰もが施設利用者は思ってるんですよ、大変だということは。だから、逆に言うと、指定管理者が決まった時点ではどこぞの業者がやっごすんか、それとも役場のお金でざあっと何か月に一遍かやっごすんかと、そういうこともあるんで、これはこの説明でいくと、多目的広場と芝生広場の関係は、いろんなことが起きたとしても皆さん方でそのまま維持管理をやってくださいということなのかどうなのかということを知りたかったんですけども、まだ分かりませんな、どうもね。

○総合政策課長（大武 浩君） まだ。

○議員（9番 松田 悦郎君） 分かりました。いい。

それから、次に、海浜エリア活性化実現に向けて今後、利用者にニーズが変化することも考慮し、計画案は柔軟な対応をするとありますけども、この柔軟な対応とはどういうふうな柔軟な対応を取られるのかな、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員の御質問にお答えします。

この柔軟な対応といいますのは、計画の変更もあり得るということですので、今の時点ではまだ決まっておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 分かりました。そういうことじゃないかなと思っただけですけども、何か別な考えがあるのかなと思ってお聞きしました。

それから、3点目、利用施設の活用についてということで、ゲートボール場はグラウンドゴルフに移行、テニスコートは近隣のテニスコートの利用実態を考え、施設の再整備ではなく、新たな活用策を考えるというふうにありますけども、このグラウンドゴルフに移行とテニスコートの活用策、これ先ほど言いましたけども、何か分かったら、この活用策を分かる範囲でお答え願いたいと思いますが。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員の質問にお答えします。

先ほど活性化計画、16ページになりますけれども、まだ新たな活用についてはこれからということですので、まだ決まっておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） テニスコートは別にしておいて、文面の中にゲートボール場はグラウンドゴルフに移行って書いてあるんですけど、これはどういうことですか。（「書いてありますね」「書いてあります」と呼ぶ者あり）

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員の御質問にお答えします。

このゲートボールはグラウンドゴルフへと移行というのは、この公園というよりは、現状というか、全体的なことを指しているという言葉ですので、必ずしもこの今の海浜運動公園のゲートボール場がグラウンドゴルフ場になるというわけではありません。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 紛らわしい文章は書かんようにしてくださいね。私、これ読んでゲートボール場は昔、グラウンドゴルフ場だったのかなと、そういうふうに見て、それとまた、ここに書いてあるとおり移行ということは、ゲートボール場をグラウンドゴルフ、あそこをもう一遍そこを使用せいということなのかなという感じで考えたんで、一瞬びっくりしてちょっと質問したんですけども、何か回答がいまいちょう分からんだけど、そうは簡単にならんと思うんで、その辺は文面書くときにはもうちょっと気をつけて書いていただきたいと思うんです、

誤解のないように。

それから、最後になりますけども、海浜エリア活性化検討委員会設置要綱を見ますと、5年5月31日限りでこの効力を失うとありますけども、これは、その後はどういうふうにご考えておられますか。あっ、あんまり早かったか。海浜エリア活性化検討委員会設置要綱についてですけども、令和5年5月31日限りで効力を失うと書いてありますが、その後はどうされますかということなんです。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員の御質問にお答えします。

この委員会の設置要綱につきましては、海浜エリアの活性化を図る目的で村内外からの提案を、意見を受けるための、設置と運営に関して必要な事項を定めたものであります。今回、委員会としては活性化計画をつくり上げたということで、この令和5年5月31日に限りその効力を失ったところでありまして、今この委員会設置要綱自体は継続はありません。以上です。

○議員（9番 松田 悦郎君） 分かりました。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で松田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで休憩に入りたいと思います。再開は10時35分から再開いたしますので、同議場にお集まりください。それでは休憩に入ります。

午前10時22分休憩

午前10時35分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

通告順3番、前田昇議員の一般質問を許します。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 失礼します。5番、前田であります。今回の一般質問はちょっと80分という長い時間を設定をさせていただいておまして、大きく分けて3点について御質問をさせていただいております。

まず、1点目は、自治基本条例に基づく村民参画ということでありまして、以前から度々この条例につきましては伺っております。言うまでもなく自治基本条例は、本村の他の条例とは違った別格のものでありまして、本村の最高規範であるというふうにご定められて、自治基本条例の施行から15年になったと思います。この機会にその条例の、あるいはその運用状況について、役場

内、さらには村民の皆さんと共に点検をし、必要な項目については改正とか、あるいは改善を進めるべきと考えておりますが、村長のほうはどのように捉えられているか伺っておきたいと思っております。

また、自治基本条例の第28条においては、村政に関わる施策等の企画立案、予算化、実施、評価のそれぞれにおいて、村民が参画できる機会を拡充するよう努めなければなりませんと役場の責任を定めております。そういった観点から3点ほど伺っております。

まず、1点は、ミライトひえづの保育室を増設する計画を現在進められておりますが、12月の議論の中で子ども・子育て会議等、所定の委員会にはまだ御相談ないと、相談されていないというふうなふうに伺いましたので、その後、関係する所定の委員会、あるいは村民の関係者の方にこの保育室の増設計画の概要等について協議はされたかどうかということであります。

2点目は、夢はぐぐむ村づくり基金、ふるさと納税で村外から寄附をいただいたものの、その基金のそれを執行するに当たって、村民の声や要望、提案を聞く場を設けるためにどのような対応をされて考えられているかということであります。従来からは私、このことを強く村民参画の場だということに求めておりますが、いま一つ村のほうはそういう対応についての方針が出されず、ただ、以前には村民の声を伺う、あるいは村民の活動を支援するような執行方法について検討するというふうな答弁をいただいておりますので、その辺のところについてを伺いたいというふうな趣旨であります。

次に、3点目は、総合計画・実施計画ですね。10年間の村の計画であります総合計画のうちを毎年つくります実施計画、それは毎年、役場内で行われて、審議会等に報告し、チェックをいただいているというふうに思いますが、ホームページなんかにも毎年の実施計画は掲載されておりますが、村民の委員会であります審議会等での施策の評価というふうなものはどのようにされているのかということをお伺いしたいと思います。

次に、大きな2つ目ということでヴィレステひえづの管理運営についてであります。ヴィレステも開館しまして9周年を今年の5月末に迎えるというふうに思っておりますが、完成当初から施設の全体を総務課が所管をしております、村民とか利用者の声を反映するための運営審議会でしたかね、そういう審議会も総務課が所管しています。実際には中央公民館といいますか、コミュニティセンター、それから図書館、それから健康増進を兼ねる複合施設ということになりますので、本来はヴィレステひえづという複合施設を一つのまとまった、うちでいえば単独の課の体制として、スタッフへの指示についても一体として運営されることが望ましいというふうに考えておりますが、職員数も少ない本村の職員体制、機構の中での状況でございますと、総務課では

なくて、教育委員会が所管することが一番、運営上ベターなんではないかというふうに常々感じております。生涯学習を村民に進めるために速やかにこの辺りを見直すべきと思いますけども、そういった検討は、以前にも質問しておりますが、どのような検討がされているかということ伺いたいと思います。

また、ヴィレステひえづという公共施設の有効活用の観点から、1階の入り口にあります健康相談室やキッズルームの貸出し、利活用の拡大に向けて、そろそろ転換を図るべきと思っております。健康相談室は一般の利用をしておりませんで、貸出しをしておりませんで、夜間も大体閉め切ったままになっております。キッズルームは子育て中の皆さんに自由に使っていただくというふうにはなっておりますが、実際にはそうたくさんのお家庭が日常的に利用いただいているということでもないように感じておりますが、その辺のところを、開館から9年たちまして、そろそろ抜本的に変えられるところは変えたほうが今後のためにいいんじゃないかというふうに考えております。

なお、資料要求ということで、1年間のヴィレステの各部屋の利用団体とか利用者数っていうものを提供を求めておりまして、今朝、ここに利用者の状況という資料を頂きましたので、これについても後ほど確認をしていきたいと思っております。

大きな3点目ですが、海浜運動公園の活用についてということでもあります。つい先ほど同僚議員からもこの辺のあたりのことが質問されておりますが、海浜エリアの活性化計画に基づいて、そのうちの海浜運動公園についてはP a r k - P F I というふうな新しい手法も含めて、民間との連携手法が模索されていると伺っておりまして、サウンディング調査をやっているんだというふうな御説明でありました。

その上で、まず1点は、P a r k - P F I の実施に向けた可能性と、やる場合の課題についてはどのように今受け止められているかっていうことでもあります。

2つ目は、都市公園である海浜運動公園は本来、まず村民の憩いの場として整備したものでありますので、そういった観点で活用をさらに広げていくべきというふうに考えておりますが、村民の利用の現状と、それに対する対策はどのようにされているかということ伺いたいと思えます。

これについても、年間の利用者数等を一覧表を求めておりまして、収支状況と併せて今朝ペーパーを頂いておりますので、この辺りについてもまた質問してまいりたいというふうに思います。

以上、大きく分けて3点について質問させていただきますので、よろしく申し上げます。どうも。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 前田議員からの一般質問にお答えをしてみたいと思います。

大きく3点御質問いただきました。1点目が自治基本条例に基づく村民参画について、2点目がヴィレストヒエズの管理運営について、3点目が海浜運動公園の活用についてという3点でいただきましたので、順次御答弁をさせていただければというふうに思います。

まず1点目の自治基本条例に基づく村民参画ということでもありますけれども、その中で1つ目が、ミライトひえづの保育室の増室計画について所定の委員会等への協議はなされたかという御質問でございます。これ、この増設に係る所定の委員会というものが特別あるわけではないわけでもありますけれども、子ども・子育て会議、それから、ミライトの運営協議会という関係の会議がありますので、そちらに事業概要等を御説明し、御意見をお伺いしたところであります。

2月14日にいずれも開催したわけではありますが、子ども・子育て会議を開催をまずいたしました。第2期の子ども・子育て支援事業計画に基づく地域子ども・子育て支援事業の進捗状況等について御報告をさせていただきますとともに、こども園の保育室増設工事について、園への入所希望の増加傾向や今後の転入世帯増の見込み、また、小学校へつながる少人数での保育教育の実践等、補正予算での急な対応であったことについても御説明を行い、御意見をお伺いしたというところでございます。また、同じ日にミライトひえづ運営協議会、こちらも開催をし、同様にこども園の保育室増設工事につきましても御説明を行い、意見をお聞きしたところであります。会議の中での意見といたしましては、直面する課題への対応が早いというような対応への評価の声もいただきました一方で、例えば園庭が狭くなることへの対応でありますとか遊具の移設への対応、また、児童数が増えていく中での職員配置などへの御意見を頂戴したところであります。

こうした意見を踏まえて対応を、検討を行ってみたいというふうに考えておりますが、例えば、園庭については昼間に空いている児童館の館庭、こちらも活用していくでありますとか、あるいは遊具につきましても、移設して残せるものはできるだけ残すように調整を図っていく、また、職員配置につきましても、会計年度職員の保育士を増員を行うこととし、4月からの体制充実に向け、必要な職員確保を行ったところであります。引き続きそうした委員の皆様や利用者の皆様の御意見を伺いながら、施設整備や子育て支援の充実を図ってみたいというふうに考えています。

次に、夢はぐくむ村づくり基金の執行に関する御質問でございます。このふるさと納税を財源といたしました基金、夢はぐくむ村づくり基金の用途につきましても、ふるさと納税の寄附者の意向を尊重し、本村では、これに沿った事業で組織運営に係るような経常的な経費以外のものに

充当をさせていただいています。また、運用上ですけれども、この基金の充当は積立額とほぼ同様になるように取崩しを行って充当しているところがございます。今後も同様の考え方で運用を考えておりまして、寄附を頂いた方々の意向に沿った事業への活用に努めてまいりたいというふうに考えています。また、この基金につきましては、自治会活動やコミュニティ活動に対する支援補助金にも充当し、地域で役立てていただいているところであります。

来年度からの新たな取組といたしまして、コミュニティ活動支援事業の助成金の上限等を一部見直しを行い、村民の皆様との協働と参画による地域づくりに取り組む事業の実施、例えば草刈りでありますとか集落活動、特産品づくり、あるいは伝統行事の実施、支援等々、自分たちが活動したい事業実施に使っていただけるようなことができないかということも含めて、来年度予算に計上させていただいているところであります。

次に、総合計画・実施計画の進捗や成果について、審議会等での施策評価についての御質問であります。第7次総合計画に係る実施計画では、基本事業ごとに主要な事業を選定し、当該年度での重点的な進捗を図っています。昨年度末の審議会等での施策評価につきましては、審議会委員からの活発な意見を聴取できるように、ワークショップ形式での審議会を開催したところであります。そのいただきました意見を基に、今年度5月には、管理職で構成する本部会議にて各政策の施策の進め方、方向性を協議し、委員の皆様へ回答するとともに、ホームページにも公表したところであります。今年度の8月には、基本事業ごとに担当課が集まって、いただきました意見を再度共有をし、基本事業の目指す姿や事業を振り返り、事業の在り方を見直したところであります。次回はこの3月下旬に審議会の開催予定としておりまして、今年度の進捗や成果、施策評価、来年度に向けての報告を行い、全般に関する意見をお伺いする予定としております。

今後も実効性を高めるための毎年のこのPDCAを繰り返してまいりたいと思っておりますし、施政方針のほうでも申し上げましたけれども、この総合計画も4年目となってまいります。折り返しの5年目に向けた見直しにも着手をしていきたいというふうに考えておりまして、そういった意味で、この総合計画点検をする上の意味におきまして、アンケートの実施や、あるいは村民の皆様と、例えば分野ごとに対話するような機会が設けられないかということで、そういったことも行っていきたいというふうに考えています。

そうした個別のことにつきましては、そういったことで、今、御答弁をさせていただいたとおりでありまして、まず、最初にありましたこの自治基本条例の改正見直し等についての御質問でありますけれども、こちらにつきましては、村の最高機関として平成21年に施行されたものだというふうに認識をしています。いろいろ、そこから年数もたちまして、状況変わっているとい

うような状況はあるところでありまして、改めましてこの条例の基本的な理念等々を村民の皆様にお伝えをしていくとともに、まずはこの村民の皆様が参画と協働の村づくりに参加、協力していただけるように普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えています。そういった取組を行っていく中で、必要があればこの改正や改善に向けたことも検討していければというふうに考えています。

次に、ヴィレステひえづの管理運営についての御質問でございます。

こちらの所管等についての御質問でありますけれども、コミュニティセンターは住民にとって有効に使える施設、地域づくりに役立つ施設、引き続き生涯学習が推進できる施設として、社会教育法に基づく生涯学習の範囲に加え、地域づくり活動や地域交流を行う施設であります。それに図書館、それから健康相談健診センターの機能も有しており、多岐にわたる業務の調整も必要なことから、村長部局の総務課所管ということは妥当であるというふうに考えています。一方で、所管は総務課としておりますが、実際には各機能が事業等を立案、実施するに当たりましては、関係部局である教育委員会や、あるいは福祉保健課と協議し、連携を図りながら事業を実施しているところでもあります。

現在、検討状況でありますけれども、このヴィレステひえづが開館以降、これまでの実態や実績も踏まえつつ、社会教育活動の充実を図っていけるように教育委員会の関わりを強化していけないか、より効果的な体制や運営方法について検討を行っているところでもあります。ヴィレステひえづの体制や運営方法の検討につきましては、職員体制や機構改革も含めて、様々な方向から検討を行っているところでありまして、この複合施設のメリットを最大限に生かしながら機能強化を図り、利用者の皆様がより使いやすく、さらにたくさんの皆様に御利用いただけるような施設を目指してまいりたいというふうに考えております。

併せての御質問で、1階の健康相談室やキッズルームの貸出し、利用拡大に向けて転換を図るべきという御質問でございます。この健診室ですけれども、まずは、各種検診や健康相談に利用しています。一般への貸出しは行っていないというのが現状であります。キッズルームとおっしゃいましたひえづっこひろばにつきましては、親子が触れ合えるスペースとして、村内、村外問わず、どなたでも御利用いただけるスペースとなっております。こちらも新型コロナのワクチン接種におきましては、健診室を接種会場とし、集団接種を実施してきたところでもあります。そういった本来の使用目的である健診事業や相談業務での活用との調整を図りながら、施設の有効活用に向けて検討をしてまいりたいというふうに考えております。

3つ目の、大きな3点目、海浜運動公園の活用についての御質問でございます。

P a r k - P F I の実施に向けた可能性と課題についての御質問でありますけれども、現在、先ほど松田議員の御質問に対しても答弁させていただきましたが、この海浜エリア、海浜運動公園を中心としたエリアの活性化の実現に向けて、民間事業者に対する参入意向等のサウンディング調査を行っているところであります。そうした調査を行う中で、一定の民間事業者の参入意向が確認できたところでありますので、P a r k - P F I 事業として実施していける可能性があるものと認識をしております、新年度にはP a r k - P F I を活用した海浜運動公園整備に係る基本方針や実施方針の作成等々を検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

このP a r k - P F I の制度を活用した都市公園の整備につきましては、非常に専門的なノウハウ、民間との契約等々が出てまいるといようなことがありますので、そういったノウハウをしっかりと我々も支援もいただきながら進めていく必要があるものと考えています。そういったことが現在の課題認識というふうに考えているところであります。

最後に、都市公園である海浜運動公園、まずは村民憩いの場として活用されるべきということで、村民利用の現状とその対策についての御質問でございます。この海浜運動公園の利用状況でありますけれども、この利用者数については村民、村外、村内ということで区分けの集計はしていないところでございます。コロナという中で令和2年度から全体として利用者が減少しておりますが、今年度はコロナ以前までの利用者数まで戻りつつあるという現状であります。芝生広場についてはグラウンドゴルフ協会の皆様、そして多目的広場につきましては、ターゲットバードゴルフ協会の皆様に協力をいただきながら御利用いただいているところであります。

また、村民利用を増やしていく対策ということでもありますけれども、村の行事や村内の団体で利用される方につきましては、利用料の減免等も行い、利用していただきやすいような環境整備にも努めているところであります。昨年7月から9月末にかけては、コロナ禍によって自粛されていたコミュニティ事業の活発化と施設の利用促進を目的として、日吉津村内の自治会、それから、子供会で使用するキャンプ場の利用料の減免を行ったところであります。4自治会の子供会行事に利用をいただいたということでもあります。

現在、この海浜運動公園の魅力化に向けてサウンディング調査を継続しているところであります、今後整備いたしますキャンプ場の条件把握等に努めています。これまで検討委員会でもたくさん御意見をいただいております子供の遊び場でありますとか、このキャンプ場の充実ですとか、いろいろな意見をいただいております。村民の皆様はもちろんのこと、この海浜運動公園を利用するために訪れていただきます全ての利用者の皆様に、より充実した魅力的な施設となるよう引き続き事業検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で前田議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） まず、自治基本条例について伺います。自治基本条例の点検というふうなことでは、いま一つ明確ではなくて、村民の方に基本理念を再認識いただくというふうなことで答弁があったと思います。村の広報に自治基本条例は何ぞやというふうな解説が載っているのは毎回見ておりますが、率直に申し上げて、なかなかあれを見て、村民の方がすとんと具体的に、ああ、自分はこういうふうにご利用すればいいんだなというふうにはならないのではないかっていうのはちょっと正直言って思っております、それよりは、例えばコミュニティ活動なんかを活性化する中で、そこに参加をいただいていく、あるいは、何度も言ってますように、例えばふるさと納税の基金を活用する場に村民の方の、自分が使うというよりはアイデアを募集するとか、そういうふうな動きをしていったほうが、やっぱり村民の方にとっては具体的な村政に自分たちが参加できるんだということが分かるというふうに思います。

コミュニティ活動も当初は自治会に役場が出かけていって、最初はますます自治会が忙しくなるのかちゅうふうに言われたんですけども、実際には役場の職員がある面で寄り添って、役場が引っ張るのではなくて、自治会活動を支援するような形で、あるいは勉強させていただきますということで関わったわけです。そういった中で、ちょっと午前中の同僚議員の質問で、防災の関係であったのは、経験として思ってますのは、上二区においては、その委員会で自分たちが手掘りして水利を確保しようということで、公民館の入り口にポンプを造られたというふうなことにつながっておりますので、ちょっと前後しましたが、自治基本条例をいかに村民の方に御理解いただくかっていうことでいえば、もう少し具体性がある工夫が必要なんではないかというふうに思います。

そういった点で、担当課長あたりは、この間、日吉津村の自治基本条例を担当するに当たって、ほかにはない条例だというふうに自負してますけども、どういうふうに捉えているか、ちょっと1点お伺いしたいなと思います。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 前田議員の自治基本条例に関する御質問にお答えいたします。

自治基本条例につきましては、住民主権ですとか人権の尊重、情報の共有、参画と協働という基本原則を定めたところであります。広報ひえづのほうでも定期的にこういった原則ですとか、自治基本条例のポイントについては広報させてもらっておりますけれども、やはりこれだけでは

分かりにくいということでもあります。コミュニティの活動、支援を続けておりますが、そういった中でもより分かりやすく自治基本条例が浸透できるように、例えば村民と、先ほど村長からお話がありましたけれども、分野ごとにテーマを定めて事業を一緒に考えていくとか、そういった活動、アンケートも来年度は実施していくように考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） この自治基本条例をもう少し見直したらっていう話をしておりますが、この内容に何か問題があるということ言ってるわけじゃなくて、もう昨年っていうか、年度的にはもう昨年度だと思いますけど、兵庫県の朝来市を我々が訪問した際に、朝来市はもともと旧生野町で、日本で町村としては一番最初に議会も入れた自治基本条例つくったところなんですけど、当時そこを勉強させていただいた経験があって、それが今、朝来市に合併をしまして、朝来市でも自治基本条例がつくられております。それが10年になったということで、役場の各課で、この条例の中身を自分たちが仕事の面で本当にちゃんと生かしてるかとか、あるいは、もしかしたら改正すべき点がありはしないかっていうようなことを議論を1年間尽くしたと。最終的に条例の改正はなかったが、そのことによって業務の見直しをしたというふうな話を伺いまして、やっぱりさすがだなというふうに感心をしたわけです。

それで、本村もそれに倣って、改めてまずは役場の中でこの各項目を自分たちが仕事する上で、ああ、こういった点はもう参考にすべきだとか、あるいはこういった点は少し反省すべきだというふうなことをやるべきだというふうに思ったりしております。

よそから言われて、ある面で評価いただいたのは、人権の尊重の中に、第5条の2項に子供の権利を定めていると。子供はその人権が保障されるとともに、年齢に応じて村づくりに参画する権利を有しますということ。この子供の参画というふうなことをここに盛り込んだわけですが、よそからは、ああ、こういった視点は新しい視点だということで、そういう言わば評価をいただいております。

それから、一方で、私自身が別から、当時担当したもんで、別から後で言われたのは、住民投票の実施がありまして、第34条ですが、住民投票の実施に当たって、村長が直接住民投票を実施することができるっていうふう書いてあって、逆に言うと、これは行き過ぎではないかというふうな御指摘を後で受けたんです、専門家の方からですね。やっぱり村長が、例えば住民や議会との判断を何か議論あったときに、村長自身が単独で住民投票を提案ができるというのは濫用される危険性があるというふうな指摘を受けて、ああ、そう言われればそうかなっていうふうな

ことで、それは本当にそういうふうな御指摘を受けたことがあります。

例えばそういうふうの一つ一つ見ていきますと、それをきちんとどのように活用していくのか、あるいは場合によっては改正すべきかっていうような点があります。住民投票は別途また条例をこれに基づいて次定めているんですけども、18歳以上の村民の方が4分の1を超えた署名をした場合には住民投票が実施できるということになってまして、これもいろいろ議論尽くしたわけですけども、4分の1が妥当か、4分の1も集めるのは大変だという声もあるけども、でも、日吉津村の規模でいうと、6分の1よりは4分の1ぐらいのハードルがあったほうがかえって住民の方の意見がまとまるんじゃないかっていうふうな、当時いろいろ議論したわけですね。

そういうふうなこともあって、最後に、最も特徴的なのは、第37条あたりにあります日吉津村自治基本条例推進委員会を設置しているということであります。通常、審議会のようなものはあたりするんですけども、本村の場合はこの推進委員会があって、しかもこの推進委員会が村長の諮問とかを受けなくても提言ができるということになってるんですね。これはある面では住民の声を住民の方が、いわゆる村長から指名を受けなくても、推進委員会の方が自主的に提言ができるということで、これはもうほかにはあまりないやり方です。

そういうようなことで、本村の条例には条例なりのそういう特徴があるわけですので、そういうことをこの機会に、場合によっては他の条例も取り寄せて、まずは職員のいろいろ責務もたくさん書いてありますので、職員の皆さんが日吉津村の自治基本条例っていうのはこういう特徴があるんだっちゃんことをやっぱりすとんと腹入れをして、それに基づいて自分たちの仕事を見直すと。また、その姿を住民の方にも見ていただいて、住民の方も、ああ、自分たちにも努力義務がいろいろあるんだなということを見ていただく、そういう取組をそろそろこの機会に積極的に取り組んだらというふうに思いますが、長くなりましたけども、その辺の検討についてはいかがなもんか御答弁いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 前田議員のほうから質問のございました自治基本条例について答弁いたします。職員研修につきましては、今年に入り行ったところでありますが、さらに今改めて確認しますと、自治基本条例の逐条解説等、そういったものも用意されておりますし、職員、皆さんのほうにも引き続きこの自治基本条例のことを分かっていただいて、その上で、村民の皆さんにお伝えしたり、普及啓発が進めれるように頑張っていきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） ぜひこの辺り、村長も含めて、各課、課長会の中で、先ほど申し

上げたような視点でもう一度読み直していただくっていうことをやっていただきたいというふうに思います。それは要望としておきたいと思います。

その上で、具体的などころで28条ですね、参画というところに、いろんな場面に役場の進めるべき立場っていうのが書かれておまして、当時、つくったときに、住民にあまり義務を押しつけるべきではないという御意見もいただいたんですが、そうでなくて、具体的に見ていくと、かなり行政の責任っていうのがいろんなところに強く吐き出されております。そういった点では役場も大変なんですけども、参画と協働の推進っていうことで、常々、広報もされているわけですけども、その具体的な28条を見ますと、さっき言いましたように、施策についての企画立案とか予算化、実施評価、それぞれの過程において参画できる機会を拡充するよう努めなければならぬっていうことになっておまして、そういった観点で今回は主に聞いておりますのが、やはりミライトひえづの保育室増設計画について、言えばこの条例に沿った形でできたかということでもありますね。

総論的な、いわゆる子育て支援を充実させるという総論について全く反対するものではありませんが、住民の方に、こういうにわか補正によって保育室を増設しますよということがどのようにこの自治基本条例に基づいてされたかっていうことで、先ほども子ども・子育て会議、あるいはミライトの運営協議会っていうことで2月に開催されたというふうにあります。言わば2月のときにはもう、あれじゃないですかね、厳選されて設計業者さんは決まったような段階かなというふうに思います。あんまりそこを突っ込む気はないんですけども、結果的には少し後手になったってことは否めないんじゃないかっていうふうに思っております。

その上で、子ども・子育て会議には、何人の方が委員で、何人の方が出席いただいたのかってというようなところを、一つそれだけは御答弁いただいたらと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

子ども・子育て会議のこちらの委員のほうですけども、14名の委員で構成をされている会議となっております。当日の出席につきましては、12名であったというふうに確認をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） いや、それで、今後あれですかね、10月供用開始までに、この会議等で御意見を頂戴する機会っていうのは想定されてるんですか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えをいたします。こちらの子ども・子育て会議ですけども、こちらの会議の事務、目的としましては、特定教育・保育施設の利用定員の設定、それから、計画等の策定や変更に関わることが事務ということで規定をされております。でありまして、来年度がその計画の見直しの年ということにもなっておりますので、それも併せて、またその利用定員の設定につきましても、会議の中で検討をしていく必要があるというふうに考えております。ですので、来年度、施設整備に併せて、また会議のほうは適時開催をしていくということで考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 子ども・子育て会議は、多分、専門性のある助言者の方や、あるいはもしかしたら学校関係者やってという形かなとは思いますが、例えば保護者会っていいですか、愛護会ですかね、その保護者の方との意見交換とかいうのはやったんですかね。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

この子ども・子育ての会議の委員さんの中には、こども園の愛護会の役員さん、また、日吉津小学校のPTAの役員さん、また、子育て施設を御利用の方ということで、支援センターを御利用いただいているような方にも入っていただいておりますので、そういう方の御意見もいただいているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 私なりの提案ですが、保護者といってもいろんな意見を持つてる人がいると思うんですよ。ですから、例えば愛護会とか、あるいはPTAの方でも代表では出てるけども、じゃあ、自分が代表としての意見が言えるかっていうとそういうふうにもならないと思うので、ぜひ、新年度になったら、例えばそういった総会とか、役員会とか、そういった場面で、やっぱり問題点なり、あるいは疑問点があればそれを出していただいて、答えていくような取組を、やっぱりちょうど年度の替わりですので、そういう節目には考えるべきだというふうに思いますので、その点はぜひお願いをしたいと思います。

それから、次の点に行きますが、夢はぐくむ村づくり基金ってということで、以前からその基金を言わば村がどのように具体的に執行するかっていうところについては、例えば村にあります行財政検討委員会ですね、そういった場面で少なくともこういう予算化しましたってということで、これはこういった理由でってということで、少なくともその皆さんには説明をして御承認をいただ

くと。場合によってはその関係の方から、もっとこういう使い方がいいんじゃないかというアイデアもいただいたらっていうことを以前から私は提案しております。それに対する村の答弁は、寄附者の意向を踏まえていくのでっていうお話で、要するに、意見を伺っても寄附者の御意向から背けられないんだってというふうなニュアンスの答弁なんですけども、以前にも言ってるように、実際問題は寄附者の中で一番項目が多いのは、村長が思うところの事業ってというのが一番多くて、寄附者の意向からいうと、それは村のほうで一番いい方向で使ってもらえばいいというのが、そこが一番多いんですよ、寄附額としてね。

ですから、全額を使うわけじゃないですので、当然、村民の方が、日吉津村に村外の方が寄附を頂いたわけですから、その寄附をどのように有効に使うかっていうところに、どっかの場面では村民の方のチェックなり御確認をいただくということをするべきだということで、これもそれこそ先ほどの28条に基づく当然の対応だというふうに思いますが、ほかの形ではいろいろ検討いただいていることは伺ったんですけども、改めてこの点についてはどのように、これは村長の答弁になるかと思いますが、どのように考えてますでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。これ、以前から前田議員から御指摘をいただいている件でございます。私のほうから答弁をさせていただいたのは、やはりまずはこの寄附者の意向を尊重して充当をさせていただいているということでありまして、またあわせて、この使途につきましても、報告をするようになっていきますので、こういったことに使わせていただいたかっていうのは、事後になりますけれども、ホームページ等にも公表して、皆さんに見ていただけるようなことは行っているということでもありますので、その辺りでまた御意見いただくことがあれば、見直し等を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） ちょっと分けて言うと、アイデアはともかく、村としてはこの基金をこういった内容に利用しますという場面の報告の場面は、公表ということだけでなく、行財政検討委員会という委員会があるわけですので、私は当然その委員の方の役割にもなると思うんですね。委員の方がそのことをお忙しい中でそこまで検討するのはどうかって話はもしかしたらあるのかもしれませんが、報告して、こういった趣旨でこういうふうに使いますという、例えばミライトの事業に使いますのは子育て支援です。だけど、ミライトの上に太陽光パネルを組むのは、これは環境に対する施策です、それぞれ意味合いがあるわけですから。でも、はたから見るとミライトひえづに使われてるんですよ。だから、その辺のところをきちんとどっかで

説明をして、村民の方にふるさと納税をちゃんと使うんだなっていうことを確認をいただく場面は、これはあんまりこだわる難しさはなくて、むしろきちんとそれはやるべきことだというふうに思うので、改めてその辺は御検討いただいたらというふうに思います。

そういった点を踏まえて、次の点に行きますが、総合計画とか実施計画の進捗ということで、5年ごとの見直しの基本計画がそろそろ前半が終わるですので、新年度は積極的に取り組まれるということを伺っておりますので、それは十分取り組んでいただきたいと思いますが、現在の実施計画を、令和5年の実施計画っていうことでホームページで載っているわけですが、それを見て、以前から私はあまりにちょっとボリュームが絞り過ぎなんじゃないかということはずっと言っているわけですが、例えば、よく見ると、令和4年のときには図書館管理運営っていうものが載っているんですよ。それで、令和5年ののをたまたま見て、ヴィレステとの関連で見ましたら、なぜか図書館管理運営っていうものが令和5年から落ちてるんです。何かあえて落とす意味はない。むしろ、より積極的に図書館は、本村もたくさんの方が御利用いただいているっていう実績が上がってるわけですから、ちょっと見えないんですけど、もしかしたら事務的な処理のミスかもしれませんが、令和4年にあった図書館管理運営事業が令和5年度には落ちてるといふふうな、その辺の経過っていうのはどのように捉えたらいいのでしょうか。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 事前に言っとけばよかったかもしれませんが、私もこのお休みに確認したもんですから。ちょっと経緯をまた確認をいただけますでしょうか。そんなあえて落とす内容ではないっていうふうに思いますので、よくその辺を確認してください。

それから、そのついでで恐縮ですが、実施計画には上がっております男女共同参画の推進事業ですが、かなり冒頭のほうに上がっております、この辺も担当課は非常に進め方でどうも苦慮をして、再三もっと積極的にやるべきだということを指摘してるんですが、恐縮ながら、新年度の当初予算の説明資料からはなぜか落ちてるんです、これは、今度は。これ、総合計画には載ってるけども、新年度の予算のこれだけある概要書から落ちてるっていう、その辺はどうなんでしょうか。それ、経緯があれば、簡単にお答えできるんなら答えていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。

男女共同参画につきましては、委員報酬等を組ませてもらっているところですが、実際の計画はまだ進んでおらず、5年度中は、アンケートの分析等、そういったことまでしか取組ができませんでした。引き続き計画策定に向けた取組をしていく中では、委員報酬だけの

ちょっと取組になっておりますので、そういったことで内容が特にないということで、割愛させていただきますところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） アンケートの結果もあんまり講評を受けたことないなとは思ってたんですけども、その上で、この説明資料から落ちるっちゃうのは、私はやっぱりこれはおかしいと。住民参画という点でも、最も大事な防災の関係からも、いろんな子育て支援からも、もうお分かりだと思いますが、最も大事な施策の一つであるのに、それがこういう予算の説明資料からいつの間にか落ちてるっちゃうのは、これはやっぱり村民からいうと非常に不本意っていいですか、そういうことだと思います。審議会の皆さんがどのように捉えてられるかは分かりませんが、男女共同参画っちゃうのは、私も言えるほど認識してるわけじゃないんですけども、少なくとも村行政のとても重要な柱でありますので、そういった点は早急に対応していただいて、新年度の方針をきちんと明確にさせていただきたいと思いますので、それはよろしくをお願いします。

ということで、時間も過ぎますので、ヴィレステひえづの管理運営のほうに入りたいと思います。ヴィレステひえづの運営審議会ですね、協議会ってありますが、運営審議会だったと思いますが、この今年度の開催状況はどのようになってますでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

今年度は夏に1回、それから2月に1回実施をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 昨年ぐらいですかね、この審議会で周辺の境港や南部町の図書館を見学いただいて、それで、図書館の中で勉強するスペースも設けてみようというふうな、そういう改革をいただいたわけですが、今回のこの今年度の2回の審議会で、特に特徴的にヴィレステひえづの今後についての御意見はありましたでしょうかね。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

先ほどおっしゃいました図書館の利用方法についてちょっと改善を行いましたので、それについて、いい、評判だということでお答えをいただいております。そのほかについて、大きな体制のことについては御意見はなかったと思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） それで、ちょっと前後しましたが、提供いただいた資料を見させ

ていただいて、令和3年から令和5年まで、令和5年はまだ2月、3月は入っておりませんが、日吉津村コミュニティセンター利用者の状況ということでもあります。この中で平均等を見ますと、多分、月平均でいうとコロナ禍以降少し増えてますけども、今年度が月平均の利用者計が2,860人で、令和4年度は2,324人ですからその辺はちょっと増えてるのかなというふうに思います。

それで、今年の今現時点で2,860人、月ごとですね、月平均利用いただいているわけですけども、その中で一番多い利用者が毎月1,123人っていうことで、出会いストリートの利用者ということなんです。以前にも伺ったんですけど、出会いストリートは、誰かが使用願を出して、帰りに何人使いましたというふうな他の研修室とは違いますが、この出会いストリートの人数の利用者の見積りというのはどのようにされているのでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

このカウントの数え方ということでしょうかね。こちらは、恐らく事務局のほうからの目視での利用の確認だと思えます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） それは要するに、来てる人を何となく頭数を数えるって感じですかね。どうなんですか、それ。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

特に利用の際に申請書を書いていただくわけではありませぬので、おっしゃいますとおり、目視でということだと思えます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 出会いストリートに中高生が来て、勉強してる姿はたくさん見ますんで、それを頭数で計算されてるのかもしれませんが、率直に言って、もちろん利用いただくのはいいんですけども、何か本当に利用者の状況として、把握の形としてそれはそれでいいのかっていうふうになると、いま一つ、すんと落ちない感じが正直しております。

それで、そのほかの施設でいうと、さっき言っております例えばひえづっこひろばでいいますと、今年の平均が月62名っていう、月の平均のひえづっこひろばの利用者が62名。前年度は月平均が2名、あるいはその前の年も7名ということですので、これは多分もうコロナ禍の後に相当、相当といっても60人ですけども、親子ならもしかしたら30組とかっていうことかもし

れませんが、ひえづっこひろばは利用が回復してるっちゅうことだと思います。そういう認識でいいのかっていうこと。

それから、ヴィステホールが、あとは会議室は第1会議室が多いんですけども、ヴィステホールが月平均800名ほどっていうことでありますので、外部から来ていろいろ利用される部分もあるんだろうと思います。

それで、その上で、健康相談室の利用状況というのは把握はできると思うんです。人数は多くないと思うんですが、どのように使ったっていう、あると思うんですが、健康相談室の把握状況ってというのは、この利用者状況とちょっと違うかもしれませんが、どれくらい使われてるかっていうのは把握されてるんでしょうかね。

それから、ひえづっこひろばの状況もちょっと補足していただきたい。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ひえづっこひろばの利用についてですけども……（発言する者あり）すみません、ひえづっこひろばの利用につきましてですが、こちらのほうは令和4年2月から利用のほうを中止しておりました。議員御指摘のとおり、ワクチン接種の体制整備ということで利用しておりましたので、こちらは使わずに、和室のほうを親子の遊び場ということで開放しておりました。令和5年3月から再開ということ、3月よりは使っていただけるということが変わったところがございます。

また、健診室の利用状況ということでございますが、こちらは、答弁にもありましたように、一般の御利用はしていただいておりますので、事業の利用での利用者ということで把握になります。ですので、事業ごとの人数というのは把握ができておりますが、この集計には、これはあくまでも一般の御利用というところでまとめておりますので、ここには上がりませんが、事業の実施した人数というのは把握ができますので、そのように御理解いただけたらと思います。今、ちょっとその人数が何人というところまでちょっと今、手元に持っておりませんが、事業ごとに参加者というのは把握をしておりますので、御理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 健康相談室についてはまた教えていただきたいんですけども、少なくとも夜の利用は、要するに職員が対応する部屋ですので、夜はないんじゃないかと思うんですよね。夜をどのように使うかっていうのはいろいろあると思いますが、何度も言ってるように、この1階の非常に使いやすい場所を夜間に閉めておくってというのは、それは、大体この周辺のコ

コミュニティセンターでそういう部屋はないと思いますので。よほどの部屋はあるかもしれませんが、通常、一般の方が利用する施設でとにかく貸出しをしないっていう普通の部屋はないんじゃないかと思うので、その辺はぜひこの機会に、少なくとも健康相談室をどのように利用して、それで生涯学習にどうやって生かしていくかっていうことは、ぜひこれは検討いただくべきだというふうに思ってますんで、それは要望としてお願いをしたいと思います。

それで、ちょっと何かあれですけど、運営審議会には、以前ちらっと聞いたんですけど、教育長さんは出席されましたですか、今年。されてない。（発言する者あり）次長が参加された。ああ、そうですか。分かりました。

ずっと言ってるわけですが、全体的な調整が必要なので、総務課が所管っていても、総務課の職員が本当に、じゃあ、日常的なヴィレステの様子が分かったり、生涯学習ということが、そういう観点で施設の利用を広げていけるかっていうことになると、非常に難しさがあるんだないというふうに思うので、私はやっぱり一番エリアが広い直接的な関係でいうと、くどいようですが、教育委員会がそれなりに前に出てやるのが今後の村民の利用のためには一番ベターなやり方だと思いますので、引き続きその点を踏まえて御検討いただきたいというふうに思ってますんで、これも要望になろうかと思いますが、よろしくお願いします。

その上で、健康増進なんかを絡めたコミュニティ活動っちゃうのはいろいろ展開ができるんじゃないか、あるいはキッチンスタジオを使った展開ができるんじゃないかと思います。

それで、一方で、時間がありませんので簡単に触れますが、ヴィレステホールの夜の利用については結構日常的に使われるサークルさんがあって、それはとてもいいことなんですけど、以前にも伺ったら、毎週、例えば何曜日と何曜日と何曜日はもう使えませんっちゃうふうなことがあって、そうすると、新規にとか、たまに何かで必要な場合には、もう最初から曜日が限定されるっていうふうなことが今もう既に起きてると思いますんで、ホールの代わりをほかの部屋はできないかもしれませんが、やっぱりそういった利用促進っていう点と、隙間を埋めるような取組をやっぱり全体でしっかり検討いただいて、できる学習の場面をつくっていただきたいというふうに思います。

ヴィレステひえづの設計段階からの構想から、実際にはなかなかそうはいかなかった点もいっぱいありますので、そういった点も踏まえて、引き続きいろいろと検討いただいて、より村民の他の世代、たくさんの方々が利用できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、3点目の海浜運動公園に移らせていただきます。海浜運動公園も資料を頂いておまして、そもそもテニスコート、ゲートボール場、実際にもうテニスコートも数年前から普通に使

える状態ではないわけですので、もうほとんど閉鎖してるといってもいいような状態、ゲートボールもしかりですね。ですから、今現在、メインは、多いのはキャンプサイト、バンガローということで、数字を見ますと、キャンプサイトが、令和4年ですね、今年というより昨年5,000人ほど、バンガローが1,100人ということで、それ以前に比べると少し増えてきております。あとは多目的広場、芝生広場ってということで、日常的にサークルさんが利用いただくのが多いというようなことでもあります。以前にはいろんなイベントもあったんですが、最近、なかなかそういうふうになってないんです。

そういう状況の中で、この海浜エリアの活性化が取り組まれているわけですが、そもそこの間の議論で、指定管理者制度が最初提案されてうまくいかなかったんですが、それに現在、P a r k - P F I っていうものも検討されておりますが、私の認識でいうと、指定管理者っていうのはある程度村が施設を整備して、それを例えば地元の団体とか、あるいは地元の民間企業の方に運営をお任せすると。そこで出た収益はその指定管理の方が収益を上げていただくというふうなね、そのための契約があって、それは議会が内容を吟味して、議会が議決してスタートするというふうな認識です、大体5年ぐらいのスパンですね。比較的まだ身近な感覚だと思います。ただ、P F I は、今、県の美術館なんかそういう感じで、かなり施設から民間業者の方が建ててっていうふうな、設計からやってっていうこと。今のP a r k - P F I っていうのは、私の認識でいうと、これも新しい手法ですけども、かなり大規模にその公園を使って民間企業が、言わば営利の企業がここで収益性もあるということでやられると。例えば都市部の公園であると、レストランなんかを経営したい業者さんがP a r k - P F I で周辺の維持管理、整備も含めて、それでレストランで収益を上げますというふうなことで、私が調べてたらかなり大都市に集中した制度だというふうに思います。

そういった点で、本村でやるっていうのは非常にハードルが高いっていうふうに思うんですが、例えばこの日吉津村っていうか、鳥取県周辺で、P a r k - P F I の参考例となるような場所があるのか、どういったところを我々はもしかしたら参考に見せていただいたらいいのかっていうのが1点と。

それから、新年度の予算書を見ますと、その辺で関係があるかなと思うのが契約書等作成法務支援、委託料っていうことで、1,650万円の予算ですよ。これ、関連あるとしたら、これは莫大な予算だと思うんですけど、これがいわゆるサウンディング調査の後の民間連携の手法のための基礎的な手数料、委託料っていうこととありますと、これは相当な出費だと思うんですけど、その辺がどうなのか。戻って、要するにP a r k - P F I の具体的なやり方について、一度きち

んと解説を、時間は短いですが、教えていただきたいというのと、この委託料の大きさってというのは何なのかっていうことを伺いたいと思います。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 前田議員のほうから、P a r k - P F I 等について質問ございました。答弁いたします。

まず、P a r k - P F I というのは、都市公園を対象としまして、官民連携、PPP手法というものでやる制度の一つであります。日吉津村に、先ほどなじまないんじゃないかという声もありましたけども、そういった比較検討の内容も含めまして、新年度4月以降、また事業者のほうに委託しまして、一緒になって、基本計画ですとか、モデルプランの作成、公募資料の作成等、法務資料もあるのでかなり大きな委託金額になるんですけども、先ほど松田議員のほうにもちょっと御説明したときに、まだP a r k - P F I でいくのかどうかもちょっと決まってないところありますので、まずは、以前指定管理ということもあったと思うんですが、そういったところと経費のことですとか比較検討しながら進めるための予算であります。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 次の質問とも関連するんですが、やっぱり村民の方とか、子育て支援で名をはせてる日吉津村ですから、さっきも答弁されたように、親子連れがそこで楽しめるということだと思いますと、私が思うのは、まず村民の方にもっと何か利用いただくチャンスをどんどんつくって、そのことによって地元のニーズを掘り起こすことによって、それでこそ民間の業者さんも、ああ、ここならこういうやり方ができるとか、あるいはここなら地元の人とうまく融和して活性化できるということになろうかと思うんですよ。今の状態だと、地元の人あまり、もちろんグループさんはいろいろあるんですけども、地元の人がキャンプ場をそうそう利用することもなく、いつの間にか民間業者に任されて、それなりの料金になって、民間業者は多少お金が会社には、もうかるかもしれないんですけども、村民にとってはキャンプ場に行くっっちゃうふうなことにならないとか、利用する方向にならない。村外からマニアの方がいっぱい来て、多少高くても利用して、ごみの処理なんかが地元に残るっていうふうな、一番よくないパターンでいうとそういうことも考えられるわけなんで、もう少しその辺をきちんとというか、村民の方のニーズを掘り起こすっていうことを考えるべきだと思います。

それで、公園ができて最初の頃は、例えば小学校入学した御家庭に1回だけは利用券を配ったり、あるいは9月12日が県民の日ですが、その頃に無料開放日をつくったりして、それを機会に地元の方にまずキャンプなりを、あるいは野外活動を体験いただくような場面をつくっていま

した。それがうまくいったかっていうのはともかくとして、そういう取組をしながら民間の業者さんと進めていくべきだというふうに思うので、時間がもうないですけども、そういう手法でいくべきであって、我々が突然1,600万も委託料払って検討される、それが結果がもうはっきり出てるなら別ですけども、検討に当たって1,000万も超える委託料を予算化されていて、それは本当に一般村民の方からいうと非常に解せない対応でないかなというふうに思いますんで、その点、ぜひもう少しそこをつまびらかにしていただいて、村民の声が反映できるようなやり方を進めていただきたいと思うんで、その点だけ答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。海浜エリアの活性化を進めていこうということで、期間をかけて村民の皆様からも意見を聞きながら進めてきているところでありまして、いよいよこれを実現に移したいということで予算提案をさせていただいているところであります。議員おっしゃいますように、やはり村民の皆様にもまずはたくさん使っていただきたいというふうに思っていますし、また、村外からも、あそこのキャンプ場ですとか海浜エリアに足をたくさん運んでいただくことで、この村内全体への経済効果ですとか、そういった波及効果もあるように考えています。その辺りも含めて、村民の方、それから、村外から来られる方にも魅力的な公園施設にしていきたいという思いであります。

またあわせて、この民間のPFIによる運営にさせていただくのか、あるいは指定管理というやり方にするのか、ちょっとまだ結論は出せてないところではありますけれども、一つにはやっぱり村からの、今、維持経費も一定額支払って運営管理をしているところであります、人的なところもそうですし。その辺りにつきまして一定の民間に運営していただくことで、例えばその運営が自走できるような形というのも可能ではないかというような視点で、これまでのサウンディング等々も進めているところでありますので、その辺りも含めて、経済的なメリットでありますとか、あるいはこの面的に魅力化を図って、より多くの方たちにこの日吉津村全体を知っていただくような一つのスポットとして魅力化を図っていきたいというふうに考えていますので、議員おっしゃいますように、村民の皆様にももちろんこれ以上に利用いただきたいという気持ちも持っていますので、そういったことも並行して行いながら進めさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議員（5番 前田 昇君） 以上です。どうもありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で前田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで、昼休憩に入ります。再開は午後1時から行いますので、議場にお集まりください。それでは、昼休憩に入ります。

午前11時22分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山路 有君） 昼休憩前に引き続き、再開いたします。

通告順4番、石原浩明議員の一般質問を許します。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 6番、石原です。誰もが住みよい日吉津村にというタイトルをつけています。主に障がいのある人に関わる質問をしますが、御存じのとおり、誰もが病気やけがをして一時的に体が不自由になったり、年を取って目が見えにくくなったりとか、耳が聞こえなくなったりすることもあります。また、赤ちゃんを連れて、お父さん、お母さんがベビーカーとかで移動するということもあります。障がいのある人が住みよいということは誰もが住みよい日吉津村になるという思いで質問をさせていただきます。

2024年4月に改正障害者差別解消法が施行され、企業にもバリアフリーのための合理的配慮の提供が義務づけられます。障害者差別解消法には、ほかには行政機関相互間の連携の強化とか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化ということが書かれています。啓発や差別解消のための取組に関する情報の提供とかも書いてあって、大事なことだと思うんですけど、1つ目、村として、この改正障害者差別解消法の施行に向けてどのようなことを行うのか。2つ目、村の施設のスロープなどの基礎的環境整備の状況、また、役場ではどのような合理的配慮を提供しているかということを伺いたいと思います。3つ目、村の障がい者雇用率は何%か。24年4月から、企業では2.5%、また、26年7月よりは2.7%という具合に法定雇用率は上がるようなんですけど、その辺のところをお伺いしたいと思います。4番目、こども園での障がいのある園児への加配などの、障がいのある園児の受入れ体制はどのようになっているか。5つ目、小学校のインクルーシブ教育の取組はどのように行っているかお伺いしたいと思います。

以上、5点、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） それでは、執行部、答弁。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、石原議員からの御質問にお答えをしまいたいと思います。誰もが住みよい日吉津村にということで、特に障害者差別解消法を一つの切り口としての御質問

でございます。

1つ目に、村としてどのようなことを行っていくのか、また、2番目に、村の施設の基礎的環境整備の状況、役場ではどのような合理的配慮を提供しているのかという御質問ですが、これは併せて御回答させていただきたいというふうに思います。

障がいと理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人から申出があった場合に合理的配慮の提供を求めることなどを通じて共生社会を実現することとして、この障害者差別解消法が制定、施行されているところであります。この4月から改正法が施行になるということでもあります。基本的な考え方といたしましては、日常生活や社会生活の中で、障がいがある方にとって利用しにくい、あるいは活動などが制限されてしまうような場面をできるだけ取り除くように努め、また、障がいがある方から社会的なバリアを取り除いてほしい旨の意思表示があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときに、社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることが基本であるというふうに認識をしています。

村で整備、管理する施設、設備の関係につきましては、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法ですけれども、や鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、その建築物の面積に応じてユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を含んだ建築にすることとしております。例えば、最近完成しましたヴィレステひえづやミライトひえづの新築の際には、施設のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を行っているということで、例えば段差の解消でありますとか、点字ブロックの整備、バリアフリースイールの設置、エレベーターの設置等々がございます。既存の施設につきましては、車椅子での来庁がしやすいようにスロープを設置したり、高さの低い窓口カウンターを設置しております。また、役場庁舎1階のトイレをバリアフリースイールに改修するなど、必要に応じて修繕、改修を行っているところでございます。

またあわせて、日吉津村における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、平成29年の8月施行であります。これを策定し、事務事業を行う上で、障がいがある方にとっての社会的障壁が残っている部分については職員が対応し、合理的配慮を提供することにより、この障壁の除去に努めているところでございます。具体例といたしましては、車椅子利用者等への施設内の移動支援や、難聴の方など筆談によるコミュニケーションを希望される方が分かりやすいように、カウンター付近に筆談マークを掲示したり、それにあわせて、昨年7月には全職員を対象に筆談セミナーを開催し、そのノウハウを学んだところでございます。また、昨年度、令和4年度には職員があいサポート研修を受講し、鳥取県から日吉津村役場としてあいサポート企業の認定を受けたところでもございます。

今後も施設整備における社会的障壁の除去について検討し、あらゆる人が利用しやすいよう施設の改修やサービスの提供を行うとともに、引き続き職員に対し必要な研修、啓発を行い、スキルアップを図ってまいりたいというふうに考えております。また、障がいを理由とする差別等について御相談をされたい方は福祉保健課が窓口となりますので、遠慮なく御相談をいただければというふうに思います。あわせて、法令の内容等につきまして理解を深めるための啓発活動も行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、村の障がい者雇用率は何%であるかという御質問でありますけれども、障がい者の雇用の促進等に関する法律では、障がい者の職業の安定を図ることを目的として障がい者雇用率、いわゆる法定雇用率を設定し、事業主に対して障がい者の雇用義務を課しており、毎年6月1日現在における雇用義務の達成状況について厚生労働大臣に報告を行っているものであります。地方公共団体の法定雇用率は2.6%と定められております。本村は令和6年2月1日時点で、職員の総数は122.5人、法定雇用障がい者数の算定基礎となる除外率に基づく職員数は104.5人です。法定雇用率2.6%に基づきますと、38.5人ごとに1人以上の障がい者雇用が必要となるため、法定雇用障がい者数を達成するためには2人以上の雇用が必要となり、現在はこの雇用率を満たしている、雇用数を満たしている状況でございます。実雇用率としては1.91%というのが雇用率の実際の数字になります。こうした職員の定着を図るために、定期的に就労支援員を交えて面談等を実施しているような状況であります。

引き続き、障がい者活躍推進計画に基づいた採用計画を行い、毎年度、報告、公表してまいります。令和6年4月1日より法定雇用率が2.8%に引き上げられますが、現状の職員数であれば法定雇用率は満たしているという状況でございます。

次に、こども園での障がいがある園児の加配など、受入れ体制はどのようになっているかという御質問でありますけれども、本村におきましては、保育サービス多様化促進事業として村が特別な支援が必要と認めた園児の保育に関し、保育士、看護師、保健師、その他の専門的な知識を持つ者の判断により、診断名の有無にかかわらず、支援を要する園児につきましては、加配保育士を配置しています。このことは、一つの合理的配慮の基礎となる環境整備と捉えて実施しております。本人や保護者と発達の段階を考慮しつつ、可能な限りの合意形成を行いながら保育に当たり、現在、5人の園児に対して2人の加配保育士を配置し、きめ細やかな保育に努めております。

もう1点御質問の小学校のインクルーシブ教育の取組についてにつきましては、教育長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） それでは、私のほうから、石原議員のインクルーシブ教育についての御質問に答弁させていただきます。

インクルーシブ教育につきましては、多様な子供たちが地域の学校に通うことを保障するために、教育を変えていこうとするプロセスであると定義されていると考えております。文部科学省は、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の個別の教育的ニーズのある幼児、児童生徒に対して、自立と社会参画を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応えることのできる指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしているところでございます。

日吉津小学校におきましては、特に、まずは特別支援学級の児童の学びにつきまして、個に応じた学びの場による学習の保障をしながら、全ての特別支援学級在籍児童が可能な限り通常学級との交流学习をするように努めているところでございます。また、授業だけでなく、朝の会や終わりの会、給食、掃除等々も共に学校生活を行っているところでございます。また、児童によっては、交流する学級における係や当番の活動も共にしているところでございます。

村費で学習支援員を配置することによって、通常学級での交流学习のときにも特別支援学級の児童が学習に参加して、勉強したぞ、分かったぞという実感や達成感が持てるような支援ができる体制を構築してきているところでございます。交流が日常的であることによって、全児童が他者理解を深めたり、共に支え合って生活することの大切さを学んだりして、多様性を認め合う共生社会の一員として成長していってくれることを願って、学校教育を行っているところでございます。

このことを一層充実させていくためには、校内研修等々によります教職員の特別支援教育に対する理解が、今後とも一層充実するようにしていく必要があるということ。そして、子供たちは、生まれてから成人、そして社会生活をしていく上で、こども園、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校と連続した学びをしていくわけでございます。この点につきましては、各校種がわたるごとに引継ぎが丁寧に、子供たちの特性に応じて、ニーズにのっとなって充実されることが必要だというふうに考えております。さらには、どのこども園、小学校、中学校、高等学校におきましても、校内における教育支援委員会で子供たちの教育的ニーズを把握して、実態に応じた教育支援、就学支援につながるようにやっていかんといけんというふうに考えておるところでございます。

また、連続的な教育支援のための引継ぎ、連携を申し上げましたが、繰り返しますと、こども

園、幼稚園、保育所、保育園、小学校、中学校、高等学校、保幼小中高の連携、連続的な連携だけでなく、当然、どの場面におきましても、家庭との連携、それから関係機関、特に、医療・保健・福祉、労働との幅広い連携も求められるところがございます。線としてつながっている連携から横の連携を加えて、面として支援が行われていかなければならないというふうに考えているところがございます。

先ほどのこども園に関する答弁にもございましたように、基礎的環境整備は小学校においてそれなりに進んできているなというふうに思っております。教育支援員を年ごとに増員していただいて、非常にきめ細やかな支援ができるよう体制を取っておりますので、合理的配慮に関しましても、今後とも進めていきたいというふうに考えているところがございます。

以上、小学校におけるインクルーシブ教育についての答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 最初に、差別解消法についての、ちょっと村長の答弁がありまして、障がい者からの合理的配慮提供への申出とかがあった場合にそれを考えるとかっていうことがあったんですけど、障害者差別解消法にはそのように書いてありますけど、なかなか障がいのある人が自ら申出をするということは難しい場合があります。兵庫県の明石市では、条例のほうで障がい者に対する配慮促進をする条例をつくっておられて、この意思表示の難しさに対応するようなことを考えておられるということをおっしゃるんですけど、日吉津村でもそういうようなことを考えていくということはどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほど最初の答弁の中で、障がいがある方からそういった申出があった場合にはということで答弁をさせていただきましたけれども、これは、議員もおっしゃいましたように、あくまでもこの法律の中でそういった表現があるということで、それを引用させて答弁をさせていただいてるところでありまして、実際のところは、職員それぞれが日々気をつけながらというか、そういった配慮を念頭に置きながら対応に心がけているところがございます。条例を制定するということは、今のところは考えてないところではありますけれども、引き続きまして、最初に申しあげました要領、職員の要領等々に基づきながら、合理的な配慮の提供を行うように心がけてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 古い建物とかは確かに環境整備ができない、そういったときには

周りの人が、車椅子だったら持ち上げてとかっていうことになると思うので、役場の職員の方がそういう意識を持っておられて、研修も重ねてもらっているのです、そういうことで対応してもらえるとというのはすごいありがたいことだと思いましたので、引き続き、そういう意識を持ってやっていただくといいかなと思いました。

じゃあ、施設での合理的配慮の提供のところでは幾つか、何といたしましょうか、情報提供といたしましょうか、させてもらおうと、2016年に障害者差別解消法が最初施行されて、役場とかでは、合理的配慮の提供はもう既に義務化されています。いろいろな、先ほど言われたような合理的配慮を提供してもらっているわけですけど、その後、いろんなことが出てきて、新聞とかに出ているやつでは、指さしでやり取りをして、簡単な言葉を使っている、Q&Aとかをするようなコミュニケーションボードとあってというのが今ありますから、それを使っておられるところはかなりあると思いますが、そういうことや、あるいは、その設置場所が分かるような、ここにそういうコミュニケーションボードがありますよっていうステッカーを鳥大生が作ったとあってというのが新聞には載っていました。それから、聴覚障がいの方に向けては、補聴器も最近進化していて、簡単に、軟骨伝導利用のイヤホンとあっていうやつも設置をしている企業とかがあるので、例えばそういうもの。そのほか、2016年から2024年になるわけですから、いろいろなものが増えてきているので、そういうところもまたいろいろ研究してもらったらいいかなと思います。

先ほど、1階トイレをユニバーサルなものにされたということでした。私もちょっと見てみましたが、ユニバーサルトイレなんですけど、入り口を通るところがちょっと狭いんじゃないかなと思ったんですけど、通路の幅とあっていうのも決まったりしてるんじゃないでしょうか。1階のユニバーサルトイレの入り口辺りの広さについて、ちょっと教えてください。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 石原議員の御質問にお答えします。

宿直室のところの裏のところのトイレのことでしょうかね。

○議員（6番 石原 浩明君） ですね。正面入って右側の。

○総務課長（小原 義人君） 右側のところで。

○議員（6番 石原 浩明君） はいはい。

○総務課長（小原 義人君） 確かにその、狭いという感覚はあるとは思いますが、車椅子とかの利用であれば、十分とは言えませんが、御利用いただけるスペースは取ってあるのかなというふうには認識しております。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 申出があった場合には、通れるかどうかというのを見てもらって、あるいは、その場で動かすとかっていう対応を取ってもらえばいいと思いますので。

じゃあ、もう一つ、情報ですけど、今回、私のこの通告書の文字を、文字のフォントを、ユニバーサル教科書フォントというフォントにしました。これは、発達障がいの方でもちょっと見やすいように、何となく太い感じがするんじゃないかと思いますが、見ると、既にミライトひえづとかのこの文字も割と読みやすいやつでつくられているかなと思ったんですけど、もう既に、このユニバーサルフォントとか、ユニバーサル教科書フォント、教科書フォントっていうのは、教科書で使えるぐらいの、止めとか跳ねもきちんとしている書体というのがあるようなんですけど、既に、こういったものの利用はされているのか、教育委員会やそのほかのところで御答弁いただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 石原議員の御質問にお答えします。

最近、作成しましたミライトひえづのパンフレット及び、例えばコミュニティ・スクールのリーフレット等は、印刷会社とのやり取りの中で、ユニバーサルデザインを活用した文字を選択するというふうなことで作成も進めました。以上です。

○議長（山路 有君） 執行部のほうは、別段ない。

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、教育次長のほうからの答弁にもあったように、作成に当たったり、また、通常の日常の中でも、ユニバーサルのデザイン等には配慮をしながら進めております。そのように御理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 既に使っておられるということで、安心しました。

では、次は、最初に言いましたけど、誰もが年を取ったりすると移動も困難になるわけですけど、2階へのアクセスは、もうずっとなかなかエレベーターとつかないということはお聞きしてるんですけど、2階のトイレとかもユニバーサルじゃないまんまで、だんだんとユニバーサルのトイレとかが広がるのいいかなと思ったりするんですけど、全体的なことを考えないと、いろんな施設の改修というのは難しいとは思いますが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 石原議員の御質問にお答えします。

もちろん全ての施設においてユニバーサルデザインということは望ましいとは思いますが、先ほどおっしゃいましたように、構造上なかなか難しいというところもあったり、予算の関係もありまして、徐々にですけれども、その形に近づけるようにしていきたいなということを考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 理解しました。

あと、議会関係では、もう一つ、2022年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法ということもできているようなんですけど、例えば、議会中継とかただ見ている、なかなか難しいなと思いました。先日、広報広聴委員会で視察させてもらったところではタブレットとかを利用しておられましたが、このタブレット利用の一番いいところは、このいろんな、執行部や議員が使う資料とかをテレビのほうで、議員とは別にこっちのほうも画面に映ることができていて、これはいいなと思ったんですけど、この障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法ができたんですけど、それは、いろんなところにこんなことをしないといけないってということはないんでしょうかという質問。（発言する者あり）そうでしたけど、いろんな、新しい法律ができて、何かやらないといけないってということはないんでしょうかという質問です、議会に限らず。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。今、議員のほうから御紹介ありましたけれども、やっぱり今、一つには、タブレットですとか、あるいはアプリとか、いろいろ非常に急速に発達をしているわけでありまして、こういったものって、言わば、一つのバリアを解消するような役立て方もできるようなものであるというふうに認識をしているところであります。

ちょっと今、画面にその資料を映してとかっていうのは、実際に会議の中では、そういった会議には出席することはあるんですけども、それを放送の画面に映してとかっていうのは、ちょっと私のほうも初めて今聞かせていただいたようなところもありますので、また研究をさせていただきながら、取り組むべきこと、取り組めることがありましたら、その辺りもまた研究をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 私も何となく、十分な理解しないまま質問させてもらったので、また研究をしてもらったらと思います。

では、3番の村の障がい者雇用率のところですけど、村のホームページのほうを見ますと、総務課のほうの人事関係のところ、障がい者任免状況というのが出てきました。ここに何課に何人の障がい者が、例えば、身体障がいとかが何人とかいう人数が出てきてるんですが、ほかの市町村を見ますと、米子市もこの人数が出ていたんですけど、鳥取県とかは人数は消してあって、その人数を出したために個人が特定されとかということがあるので伏せてますということになっていたんですけど、日吉津村もその人数のところは伏せてもいんじゃないかと思ったんですけど、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 石原議員の御質問にお答えします。

すみません、公表しなければいけないものという認識でしたので、まず、その辺りも研究してみたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 研究をお願いします。

こども園の障がいのある園児の受入れ体制についてですけど、園のほうでは、どのような加配をもらって、ほかの園児との関わりっていったようなことが分ければ教えてもらいたいですけど。同じ保育やっている、途中で入れないときには出るとかっていう、そういう、何ですかね、保育内容についてちょっと伺ったらと思うんですけど。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

加配保育士の対応としましては、先ほど議員もおっしゃったように、基本的には、ほかのお子さんと一緒に活動をされていきますが、その特性によりまして、やはりなかなか入れない場合があったりですとか、特に丁寧に説明が必要であったり、関わりが必要な場合に配慮を持ちながら関わって、基本的には集団行動の中で生活をしているというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） やはり、小さい頃から障がいのある子供と一緒に過ごすっていうのが、大人になってからもいろんな人がいるっていうことへの理解になるので、小さい頃から今のようと同じような場所で過ごすということはしてもらったらいいなと思いますので、よろしくお願いします。

では、小学校のインクルーシブ教育についてですけど、今、様子を伺ったんですけど、世界的に言うと、2022年に国連のほうで、この日本の特別支援教育、特別支援学校とか特別支援学

級に分けている教育について、分離する教育だということで、この分離する教育をやめるように勧告が出ていますが、それについての教育長さんのお考えはどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

国連からそういう勧告が出ているということは、私も認識しているところでございます。先ほど、文部科学省の方針にもちらっと触れましたけれども、その中でも、個別のニーズに沿いながら、交流して一緒に活動しているときに、障がいのある子供、方々が、一緒に活動していることの実感、それから達成感っていうことが得られることが重要だなというふうに考えております。そうなりますと、やはり一定の関わり、支援ができるような体制を整えていく必要はあるなと思っております。小学校において、全く特別支援学級を設けず、皆一緒に生活、活動するというふうになりますと、なかなか学びの実感、達成感を得るということは難しい、障がいの種類、程度によってですけども、1人に1人の支援が必要だというのが究極の姿になるのかなとも思っています、国連の勧告に従って支援を充実させていくことは大きな課題だというふうに思っておりますが、中期、長期的に取り組んでいかなければならないことかなとも思っているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 文科省の方針がある中で、教育長さんに難しいことを答えてもらったかなと思うんですけど。今、日吉津小学校では、1人1台タブレットが配置されて、このタブレットを使っていろんな調べ学習を自分でもできるということなので、こういうことを生かしていったら、あるいは障がいのある子も通常学級にどんどん入ってきて、一斉で先生がばっと教えるのは難しいかもしれないですけど、個々に調べていくとか、いろんなことを調べるということをやっていたら、ちょっとインクルーシブ教育に近づくんじゃないかなと思うんですけど、特別支援教育やインクルーシブ教育に理解のある教育長さんでは、そういうことができると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 石原議員の御質問にお答えします。

今、質問されている内容からなんですが、一人一人が手にしました1人1台端末を用いて、特に、ICTの活用として、今、可能性が大きくあるなっていうふうなことでICT支援員と相談しているのは、どちらかというと調べていくというよりは、自分が思っていることを発信する、それがなかなか伝えるのが苦手な子たちが、その端末を用いて発信することが、そちらのほうが可

能性が広まるんじゃないかっていうことで今着目して、その発信のときに用いるっていうことをちょっと試験的に授業の中で入れているところです。また、そういう子供たちの支援に端末が活用できればなという視点で考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） インクルーシブ教育で、近くに障がいのある子供に限らず、いろんな子供と一緒に過ごすことで居心地のよい学級になるっていうことが、また最近いろいろ問題になっている不登校が減るといようなことにもなると思いますので、タブレットでいろんなことを研究してもらって、ぜひ、障がいのある子供も同じ場でいれるようなことを考えてもらったらと思います。

最初に言いましたように、いろんな障がいのある人のことも考えてもらったら誰もが住みよい村になると思いますので、既にいろいろなところで研修とかやっていますが、今後とも進めてもらったら、よりよい村になるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（山路 有君） 以上で石原議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、議席番号1番、通告順5番、斉田光門議員の一般質問を許します。

斉田議員。

○議員（1番 斉田 光門君） 1番、斉田でございます。よろしくお願いいたします。大きく、建設工事に対する見直し、もう1点、村民個々の防災対策をという形で、2つ一般質問させていただきます。

まず、建設工事に対する見直しでございますが、ひえづこども園保育室整備工事設計監理業務、これは昨年12月の28日に、落札価格1,210万、消費税込みでございますが、落札となっております。3月、この定例会にて、村議会までに保育室の増築工事が、単体企業を対象としまして指名競争入札による建築設備の一括発注、包括発注でございますね、が、想定されております。分離発注で生じる工事間調整を取り除く狙いを基に、理由に上げられまして、工事間調整は、正直言ってどちらの発注方法、いわゆる包括、建築のみとか、設備、電気、機械、別々に発注されるかということに関しましては、全く調整、お互いの意見を出し合っている行いますので、どちらの発注方法でも同様であると感じます。今まで全て分離発注、それぞれ、例えば建築一般、それと機械、それと電気という形で分離発注されておりましたが、なぜ今回だけ一括発注されるのか、

地元の業者、あまり大きな声では言えませんが、電気業者もごさいます。地元の業者への受注機会がなくなる可能性も大いにありますので、今までどおり分離発注で執行されることを望んでおります。

工事の入札方法は、現在、指名競争入札のみで、今まで日吉津村は行われております。さらに、業者選定をいたしまして、限定されております。米子市に関しまして、建築一式工事に関しましては公募型指名競争入札並びに一般競争入札、予定価格2億円以上4億円未満、これはJV2者によるものであります。入札応募条件も考案して、より多くの業者に受注機会を与えるべきであると思います。どうも近年、同じ業者が受注してるように思われております。今回も同業者が受注することになれば、あえて言葉でははっきりと申しませんが、建設業者間では、またか、日吉津村は、どうなってるのという発言がよく聞かれます。非常に危ぶまれる状況であると感じます。

そして、12月議会にて保育室の増築工事に関し、追加議案が否決されました。ひえづこども園、定員数は140名、申込み状況は、12月時点で144名、2月時点では138名という形で、4月以降、聞いております。多額の補正予算、村債でございまして、増額並びに園庭の遊び場の一部が削られまして、本当、遊ぶところは狭く、削られます。短期間で決定せずに、改めて時間をかけて計画、検討すべき事項であると感じておりました。

さらに、予定価格は、各工種の使用材料、歩掛かり、各作業員による積み重ねにより累積された直工、いわゆる直接工事費を算出いたしまして、一般管理費、そして現場管理費、これは率により計上されておりますが、安全管理費も同様とされ、果たして的確に算出されているのか吟味する必要があると感じております。日吉津村の工事を受注、施工しますけど、業者としまして、採算性に本当乏しいと、合わない、どんなに努力しても赤字工事になるという声を大きく聞いております。こういうケースが非常に多いです。

現在、福祉保健課が、ひえづこども園建設に関し担当しておりますが、設計書も図面も、細かいところまでは分からないかもしれませんが、理解されないまま、建設工事に対する工事発注、施工並びに完成検査などに関しまして専門知識を有する者を中心に進め、今後、専門担当者を育成することが最重要視されると感じております。

もう1点、村民個々の防災対策をでございまして、能登半島地震、これは、1月1日に起きました。4時10分、7.2の最大震度の後に6弱、震度7の前後に約12分間に震度5強以上が4回ありました。津波も発生しまして、現在も、いまだ道路は寸断され、ライフラインも全て復旧に至っておりません。本当に残酷な映像が毎日テレビで映されてることに對して、すごく悔しいといひますか、そういう思ひでおります。石川県に帰省中、家族のうち3名が亡くなり、帰省し

なかったお父さんが助かったケースもありました。

昨年、本村の防災訓練がありました。各自治会の温度差も大きく、集合場所に住民が集まり、確かにそれぞれ決まったところに集まりました。そして、名前を記載しただけでとどまっております。防災対策も、実際起こってしまえば、程度によりますが、簡単には実行不可能ではございます。せめて名前を書いたんですけど、本当に、これが全部の近くの人なのかなということもすごく感じました。初動対策としまして、机の下に入ることにより、ほんの僅かの隙間をつくることによって、命を守ることでもあります。村民への情報提供の徹底が重要であると感じます。

まず、第1番目でございます。個人情報という問題があります。正直言って、名前をね、分かるようには最近になっておりませんが、各自治会単位で各家族、更新も含め、人数の把握、あそこには何人家族がいるんだとか、本当、頭の中で考えると、1人とか2人とか、そういったとこも、隣近所、うちも5軒ほど1人です。そういった状況もあります。それを把握していく必要があると考えます。

そして、2番目です。地震、津波、火災、災害はいろいろな形で発生いたしますが、本当に、集合場所確認、そして、そこへ行く行き先、ある程度村のほうからも話はされてると思いますけど、再度徹底していただけたら皆さんの動き方も変わってくると思います。

それと、防災備品の貯蓄確認、最低限準備するもの、これは本当に必要だと思います。避難所で備品とかそういった食料、飲料水は提供されると思いますが、まず、起きた場合に自分を守るためにも、何を備蓄しておく必要があるのかということをご家庭に連絡していただき、徹底をしていただきたいと思います。

それと、4番目でございます。地震保険でございますが、本当これ高額です。私も火災保険入ってますけど、正直言って、地震保険入ったら相当な額になります。何とか一部助成をしていただければ、皆さん、いざ災害が起きた場合、地震が起きた場合、少しでも助かるんじゃないかなということをお思いますので、検討をお願いいたします。以上でございます。

○議長（山路 有君） 執行部、答弁。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、斉田議員からの一般質問にお答えをしまいたいと思います。

大きく2点御質問いただきました。1点目が、建設工事に対する見直しについて、2点目が、村民個々の防災対策をとということで、防災の関係の御質問をいただきました。

まず、1点目の建設工事に対する見直しの御質問の中で、まず分離発注、一括発注の関係の御

質問がありました。先ほど議員御質問の中で、村の事業について、今までは全て分離発注であるというような認識を示されたわけではありますが、本村におきましては、過去の工事におきましても一括発注を行ってきているケースが大半でございます。今回につきましても、建築、電気、機械の一括発注を予定しているところであります。繰越事業でもありまして、できるだけ早い時期での供用開始をしたいことから、工期も短く設定をしています。また、建築資材の高騰や供給難も指摘されており、また、分離発注で生じる工種間調整を省けるというような考えの下、今回の工事は一括発注を予定しているものであります。一方で、工事の規模等も勘案しながら、分離発注というのでも並行して実施していくものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

2点目、一般競争入札の導入についての御質問であります。一般競争入札とは、公告によって不特定多数の事業者を誘引し、入札により申込みをさせる方法で競争を行わせ、その申込みのうち地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込みをした者を選定し、その者と契約を締結する方法であります。メリットといたしましては、機会均等の原則にのっとり、透明性、競争性、公正性、経済性を確保することができるとされており、デメリットといたしましては、的確性を伴わない業者が参入してくる可能性がある、また、事務手続に期間を要する等のことが言われています。

一方で、指名競争入札とは、地方公共団体が、事業者の資力、信用、その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法であります。メリットといたしましては、先ほどの一般競争入札と表裏というような関係になるかと思っておりますけれども、一般競争入札に比して、的確性を伴わない業者、事業者の参加を防ぐことができる、デメリットといたしましては、指名される事業者が固定化する傾向があるというようなことが、一般的に言われています。

今回のひえづこども園保育室等整備工事におきましては、指名競争入札を予定しておりますが、できるだけ幅広く入札に御参加をいただくため、鳥取県西部地区に本社を有し、格付がA級の者で、日吉津村に指名願を提出している事業者全てを選定したところであります。一般競争入札と比較し、入札手続に要する期間が短くなると、短期間で業者決定ができるというようなメリットもあります。早期供用開始にもつなげていきたいという考えもありますので、御理解をいただければというふうに考えております。

次に、ひえづこども園の増築工事に関して、時間をかけて検討すべきではないかという御質問であります。新年度の保育室が十分に確保できない状況の中、保育室の増設は喫緊の課題であ

り、早期の工事完了、供用開始を進めるものでございます。2月の14日には、子ども・子育て会議、それからミライト運営協議会を開催し、事業の説明を行うとともに、皆様の御意見をお伺いしたところであります。そうした御意見も考慮しながら、工事を進めていきたいというふうに考えております。

最後に、専門担当者の育成についての御質問でございます。村といたしましては、土木技師の職員は配置をしておりますが、建築技師は採用していないのが現状であります。これは、村で行う建築工事の量に対し、建築技師を専属で配置するまでには至らないのではないかという判断からでございます。そうした現状におきまして、建設工事に対する専門性を担保するため、このたびも設計、施工、管理業務を委託し、実施をしているところであります。また、ミライトひえづの本工事、もう完成しておりますが、本体の工事の際には、県の建築部局にも協力をいただき業務の発注に至ったところであり、今後も役場内だけではなく、関係機関の協力も仰ぎながら必要な工事を進めていきたいというふうに考えております。

次に、防災対策に関する質問でございます。1点目の各自治会単位で各家族の人数把握をすべきではないかという御質問であります。現在、村内全ての自治会で自主防災組織が立ち上がり、活動をしていただいています。自治会単位での家族等の把握についても、各自主防災組織で工夫をされながら進められているものと認識をしています。

例を挙げますと、富吉自治会のほうでは5件から7件程度のグループをつくられ、それぞれのグループリーダーが2か月に一度、グループ内の家庭状況、家族の方の状況把握に努めておられるということでもあります。下口自治会におきましても同様に、グループをつくった取組を進められているとお聞きしております。

災害時の集合場所の徹底についての御質問がございました。この集合場所等につきましても各自主防災組織でのルールを定められているので、自治会で集まれる機会ごとに周知を図っていただきたいというふうに考えております。もちろん村のほうからも、広報とか機会を通して、避難場所等に対する広報は行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、備蓄品につきましての御質問であります。この備蓄につきましては午前中も御質問があり、答弁を申し上げたんですけれども、各家庭におかれましては、地震発生後72時間は人命救助活動が最優先になることから、救援物資がすぐに避難所に届くとは限らないというような状況が想定をされます。したがって、最低3日間の食料でありますとか、水、貴重品、照明器具、衛生用品、また医薬品、薬などを、非常持ち出し品としてそれぞれで御準備いただくようお願いしたいというふうに思います。

最後に、地震保険への一部助成をという御質問でございます。こちらにつきまして、地震保険につきましては、あくまでも個人の財産に係る保障と考えておりまして、助成等の制度化は、現在のところ考えておりません。地震保険につきましても、他の生命保険等と同様に、確定申告での保険料控除の対象となっており、最大5万円までの控除を受けていただくことができますので、そうした制度もぜひ活用いただければというふうに考えております。

以上、斉田議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

斉田議員。

○議員（1番 斉田 光門君） 先ほど、分離発注は行わずに一括、包括で行うということと言われたんですが、これ、一つ経費も分離発注すると、当然、経費、率も高くなっていきますので、それはあると思いますけど、ほかに何か理由はございますか、もしあれば、教えてやってください。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 斉田議員の御質問にお答えいたします。

一括発注させていただくということにつきましては、先ほども申し上げましたけども、工期のほうが大変、スケジュール的には、供用開始の時期を10月というところを目がけてスタートしていくというところでの時間的な問題が大きいと思っておりますし、あとは、職種間での調整というところが、以前の建設工事の中でかなり時間や手間がかかったということも伺っておりますので、そこを省いてまいりたいということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 斉田議員。

○議員（1番 斉田 光門君） もう1点、すみません。先ほど、不良業者を指名だけ入れることもできないというふうに言われたんですが、例えば、施工実績とかそういったものをつければ、全て分かると思います、その業者がどれだけ施工してきたということをですね。そういうことも含めてお願いいたしたいと思います。これは、お願いします。

それと、ちょっと別のことなんですけど、先ほど言われました、県と一緒に調査していくということですので、とてもいいことですので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それと、今回、指名業者が11者と確認しておりますが、鳥取県の西部管内は、建築一般Aは、業者は13名います、現在。今までの入札業者数より多くの指名となっておりますが、この業者選定方法について、分かる範囲内で教えてやってください。よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 齊田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員おっしゃいましたように、鳥取県西部地区に本社を有して県の格付A級の業者というのは13者ということでございますけども、日吉津村のほうに指名願を出された業者につきましては、そこが抜けるという形で、それ以外の11者という形で指名を出させていただいてるところであります。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 分かりました。ありがとうございます。確かに、指名願が出てない限り指名できませんので。ありがとうございます。

もう1点、すみません。先ほども研修会に行ったってということで、広報で、2月に研修に行きました。その中で、徳島的那賀町ですか、今、大分出来上がっておりまして、体育館を新しく建てるということで、当初の予算が13億というふうに言われてました。いろいろ吟味していった結果、かなりの増額になってるみたいなんですけど、その中で、副議長にちょっと聞いてみました。今回のこども園のこともあるんですけど、前もって、例えば体育館建てるなら議会の方々と、例えば委員でも何でもいいんですけど、調査とかいろいろ話をしながら進めていけたらなどは感じました。物すごく、その那賀町の副議長さんが言われるには、相当な行政と議会のメンバーと話をし、これはなくちゃいけないということも全部吟味した結果、どんどんどんどんお金が、本当、物すごい建物なんですよ、体育館。もう見上げるぐらいの体育館でして、わあ、すごい立派なものだと思いましたので、その辺は、また相談とかしていただければ、前もってですね。突然言われてもこちらも対処のしようが難しいところもありますので、その辺は、よろしく願いいたしたいと思います。

それと、防災についてですけど、あと、前にも防災に対して、災害、防災に対して私も質問したんですけど、今日も加藤議員が質問されまして、回答が、その対応ですね、各市町村との連携をするというふうな言葉を何回も繰り返されておりますが、実際、本当にどういうふうな形で連携されるのか、ちょっとお聞きしたいと思ひまして、よろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 齊田議員の御質問にお答えします。

まず、災害が起きます。で、自分のところのまず備品で対応します。ところが、それが足りないということになりますと、県に連絡を取って、これだけ必要ですということを言うと、県のほうが各市町村、県の備蓄も併せて調整して、備蓄品を届けていただく、そういう流れになっております。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） ということは、県の職員の方が現場に出向いて、例えば指示をするということでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 齊田議員の御質問にお答えします。

県のほうが直接、リエゾンというような形で来ていただく場合もありますけれども、派遣がなければ連絡、実際に来ていただいてということではなくて、県に連絡を取って、その辺の調整をするということになると思います。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 今までのちょっと経験を申し上げますと、正直言いますと、災害が起きました、で、県から例えば要請がありました。その場合、協会ですので、各会員に連絡をしまして、その地区を決めてまして、地区地区の業者を。それに連絡をしまして、あとは、今度は、資機材とか、重機が何台持ってるとか、土のうを何枚持ってるとか、そういったことを調べて、業者に私が連絡します。それで、業者が県に連絡をして、さらにそこからお互いが連絡を合い、何が必要なのか、じゃあ今、家がもう寸前で崩れかけてるから1トン土のうを用意してくださいとか、そういった形で連携を取って用意するんですけど、実際、現地に行く人が指示できるかどうかをすごく心配しています。どんなものでしょうか。（「現地集合、にいる人が指示ができる」と呼ぶ者あり）現地行きますよね、現地行きますよね、そしたら、その人が本当に把握できる人なのかということも含めて。どういう形でやられるのかなと思って。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 齊田議員の御質問にお答えします。

私が、すみません、答えさせていただいたのは連携備蓄ということで、食料品ですとか、衛生用品ですとか、医薬品ですとか、避難所のテントですとか、そういったようなものについての流れでした。

今、齊田議員がおっしゃいますのは、現場での工事関係みたいのところになってくると思いますので、また、その辺りについては、なかなか村職員だけでも対応できませんし、若干時間がかかるかもしれませんが、いろんな専門家の方に来ていただいて判断をしていただくということになるかと思っています。ちょっと答えになりませんが、以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 分かりました。

本当は言ったら災害は起きないほうが一番いいんですけど、そういうわけにもいきません。石川で起きたので、日本海側です。起きないわけもないと思います。そういった場合、やはりシミュレーションといいますか、連携といいますか、連絡先というか、それはきっちりと固めていただいて、どこに、何を、どのような形で指示していくのかっていうことも含めて、今後、連携を取っていただけたらと思いますので、その辺は、よろしく願いいたします。

それと、今、災害協定はされてると思いますけど、イオンとかですね。直接、例えば建設業者と締結するというお考えはありますか。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 齊田議員の御質問にお答えいたします。

現在、建設事業者さんと特別な協定は結んでおりません。今回の地震も踏まえて、あと、前回、この辺りであったのは鳥取西部地震でございます。幸いにもそのときは、被害がほかの地震に比べて少なかったと認識しておりますが、いつ大きなものが来るか分かりませんので、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） ぜひとも、除雪のこともあると思います。除雪である業者、今使われてると思いますけど、機械もたくさん持ってますし、そういった意味で、集中的に依頼されたらいいかなと思ったりもいたします。その辺は、よろしく願いいたします。

すみません、ちょっと一般質問と離れますけど、これお願いで、よろしく願いいたします。日吉津村の花といえばチューリップです。先月、2月のひえづチャンネルで、日吉津小学校6年生が、題名で、日吉津の将来に望むことという形でグループ討議をされておりました。その模様がひえづチャンネルで流れておりました。すごく感激しまして、村長、それと次長も前で聞かれてました。その際、半数以上のグループがチューリップの復活を物すごく望んでます。そういった内容がすごく多かったです。恒例の、4月の7日にはチューリップマラソンが行われますが、以前は本当、チューリップの栽培も盛んで、本当、今、連作障害とか赤字経営ということが多く言われておまして、なかなか皆さん問題視して、作られておりません。せめて、チューリップマラソンのときに僅かながらでもあると思いますけど、各家庭でプランターでも栽培していいと思いますし、小さなことから少しずつじゃないですが、マラソンに限らず、将来的に大きなイベントとして捉えていく、この子供たちの、本当、チューリップはどうなったのという意見が物すごく胸に響いたところがありました。ぜひとも計画、企画をしていただいて、リップちゃんも泣いています。100万超えてるでしょう、あれ作ったんですけど。本当、最近見なくなりましたね。

本当、少しずつでもよろしいですので、チューリップを定着するよう、よろしく願いいたします。私のお願いです。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で斉田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで、暫時休憩を取りたいと思います。再開を2時40分から再開しますので、当議場にお集まりください。それでは、休憩に入ります。

午後2時21分休憩

午後2時40分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

一言、議長のほうから注意を申し上げます。先ほどの一般質問ですけども、提出以外の質問を慎んでいただきたいというふうに思います。質問があった場合は、あとは議長判断で、認めるのか、しないのかということは判断したいというふうに思います。基本的には一般質問提出したものをするというようになっておりますので、その辺り、慎んで注意していただきたいというふうに思います。

そうしますと、通告順6番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 6番、江田です。私は、今日、3点について質問いたします。

まず、1点目です。マイナ保険証で国民皆保険制度が維持できるのか。

○議長（山路 有君） 江田議員さん、マイクもうちょっと近づけて、入らない。

○議員（3番 江田 加代君） 入りませんか。

○議長（山路 有君） はい。

○議員（3番 江田 加代君） 失礼しました。まず、1点目ですけれども、マイナ保険証で、国民皆保険制度が維持できるのかについて質問いたします。今年1月19日に厚生労働省が公表した資料では、マイナンバー保険証の使用率は8か月連続で減少し、昨年12月には、4.29%となりました。あまりにも複雑で使い勝手が悪い保険証は要らない、現在の保険証を残してほしい、これが世論であり、医療関係者にとっても時間も手間もかかり、誤ったひもづけや情報漏えいの不安も払拭できていない。特に、物忘れが気になる高齢者にとっては、保険証の置き忘れや紛失などが不安の種でもあります。メリットがどこにあるのか疑問であります。やみくもな推進は断

念すべきと考えますが、村長の所見を問い、以下の点について質問いたします。

1点目は、世界に誇る国民皆保険制度の基盤となっているのが健康保険証であります。保険証の紛失、有効期限切れ等を被保険者が対応できるのか、皆保険制度が維持できるのか。

2点目、保険証の廃止の期日が今年12月のことだが、役場の業務量はどのようになっているのでしょうか。

大きな2点目です。生活保護制度を広く知らせる取組を。生活保護法第1条に、生活保護は、国が生活に困窮する全ての国民に対し必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とするとあります。保護が必要な人が申請しやすいように、ポスターやチラシ、ホームページ等を生かした広報が必要と考えます。村長の所見を伺います。

大きな3番目は、学校給食費の無償化の実現をとということで質問します。長引く生活必需品の高騰が若い世代の生活を直撃している今こそ、国がやってくれないなら村の財政で学校給食費の無償化を実現できませんでしょうか。親の安心が子供に伝わり、給食時には子供の笑顔がさらに広がることを期待できると考えます。財源はどれぐらい必要かを試算していただき、教育長の御答弁、お願いします。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 執行部、答弁。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、江田議員からの一般質問にお答えをしまいたいと思います。

大きく3点、御質問がありました。1点目が、マイナンバー保険証の導入に関しての御質問。2点目が、生活保護制度の周知に関する御質問。3点目、学校給食費の無償化につきましてですが、この3点目につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、マイナンバー保険証で、どうなるのかという御心配の御質問だと思います。この健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法につきまして、施行期日を令和6年の12月2日とする施行期日の政令が閣議決定、公布をされています。現行の健康保険証の発行につきましては、令和6年の12月2日、同日から終了をし、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行をしていくということでもあります。発行済みの保険証につきましては、最大1年間有効とする経過措置が設けられるということでありまして、マイナ保険証を持っておられない方、例えば、マイナンバーカードを取得しておられない方や健康保険証利用登録をしておられない方につきましては、資格確認書というのを申請がなくても交付することとするということでもあります。この改正によりまして、御心配もあろうかと思いますが、保険制度そのものが変わるものではありません。

ませんので、皆保険制度の維持が危ぶまれるものではないということと認識をしています。

メリットがどこにあるのだろうかという御質問でございました。この制度の導入によりまして、例えば就職や転職の場合に、保険者間の連携により、無保険状態、保険証がないような状態である期間がなくなったり、あるいは転出入の場合にウェブでの手続きが可能となるなどのメリット、そのほかにも、窓口で限度額以上の支払いが不要になったり、あるいは定期的な保険証の更新が必要なく、転職、就職、引っ越し後も健康保険証として利用ができる、診療情報データに基づいた診療や適切な薬の処方を受けられる、また、医療費控除の確定申告が容易になる、簡単になる等々のメリットもあるものでございます。

御質問にありました保険証を紛失したり、有効期限切れのときはどうするのかという御質問でありますけれども、こういった対応につきましては、御本人または御家族等で行っていただくというものになりますが、これは従来の、これまでの現行の保険証でも変更があるものではございません。そうしたことがあれば、遠慮なく役場まで御相談をいただければというふうに考えております。

次に、保険証の廃止の期日が今年12月のことだが、役場の業務量はどうなるのかという御質問でございます。国保への加入や喪失等の資格の手続きについては、従来と変わるものではありません。これまでは、毎年保険証の更新を行っていましたが、この更新業務ということはなくなってまいります。一方で、マイナ保険証を持っていない方への資格確認書の業務、発行であったり発送であったりということが必要になってきますけれども、これまでの全てを更新する業務と比較すると、全体の数量としては少なくなるのではないかと考えてございます。ただ、これ時期が、これまでのように一括で一度に更新できる、するというのではなくて、期間切れの期間が人によってまちまちになってきますので、その辺りは、その都度対応するということが必要になってこようかというふうに考えています。また、システムによる資格確認というのがさらに重要になってくるということも考えられますので、慎重を期して対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の生活保護制度を広く周知をということでございます。福祉保健課内の福祉事務所では、相談窓口として随時相談に対応しており、必要に応じまして、県や児童相談所、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図っているところでございます。令和5年4月から生活困窮者自立支援事業の窓口を社会福祉協議会に移し、貸付金やフードバンクなども活用しながら生活支援を行っているところでございます。

広報に関しましては、日吉津村ホームページに制度の概要や生活保護の申請、相談について掲

載をしています。また、相談される方用のパンフレットを作成し、適宜配布をしており、ホームページからもダウンロードできるようにしています。窓口のチラシ置場にも配置をしているところでございます。社会福祉協議会や民生児童委員の皆さん等と連携しながら、生活に困窮している方々の情報を得ながら相談支援を行っているところでありまして、併せて今後も様々な広報媒体を活用し、分かりやすい工夫や配慮をしながら周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で2つ目の問いまでの答弁とさせていただきます、3つ目につきましては、教育長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 江田議員の御質問にお答えしてまいります。

学校給食の無償化についてのお尋ねでございます。学校給食法及び学校給食法施行令に基づきまして、食材の経費に充当する給食費について、この食材に関する経費については保護者の負担とすると定められているところから、できるだけ負担が増えないようにということに心がけながら、給食費を徴収させていただいているところでございます。また、経済的に支援が必要な御家庭に対しましては、村が全額支援して負担をしているところでございます。

令和元年からの給食費の1食当たりの金額と村の補助の金額、そして、家庭の負担の金額を申し上げますと、平成元年度は1食当たり283円、村の補助が牛乳補助として17円、17円を引きますと、御家庭の負担は1食当たり266円となっております。コロナ禍におきまして、食材費の高騰のため、給食費を5円ずつ2回、値上げさせていただきました。平成4年の6月と12月でございます。結果、元年度より10円、給食費が増えたということでございまして、このときの給食費は、先ほどの元年度から10円足して293円。食材費として、17円を今度は27円補助をいたしました。これが令和4年度で、結果、保護者負担額は266円に変わらないということでございます。そして、令和5年度もその金額のまま参りましたが、現時点で食材費の計算、調査をしたところ、食用油、肉、野菜、特にお米、牛乳等々の価格がさらに高騰しておりまして、令和6年度のスタートから、給食費をさらに1食当たり10円値上げせざるを得ないという状況でございます。結果、6年度の最初から1食当たり303円で、保護者負担はやはり増やさないように、村の食材費補助を1食当たり10円増やしまして、37円として当初予算案に計上させていただいてるところでございます。結果、266円の家庭の御負担は変わらないというところでございます。

現時点、そのようなやり方で安定した学校給食が、令和6年度、何とか実施できるというふう

に考えておりますが、今後さらなる物価の上昇が起こったときには、安定した学校給食が継続して実施できるようにしつつ、できるだけ保護者の負担増にならないようにしていかなければならないと考えているところでございます。現在、給食費の無償化は検討しておらないところでございますが、保護者の負担をとにかく抑えたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより、再質問を許します。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 再質問いたします。

まず、マイナンバー保険証のことで質問させていただきます。社会保障の審議会、医療保険部会で、全国市長会の前葉泰幸委員は、マイナ保険証を使うかどうかは被保険者次第というような発言もされております。そこでですけれども、この社会保障審議会で厚生労働省が、そのような委員さんの御意見が出された中でなんですけれども、このようなことを厚生労働省はそこで発言しております。ちょっと読みます。被保険者が医療機関等にマイナ保険証を持参してもらえよう、マイナ保険証のメリットの周知などをしてもらいたい考えだ。というのは、これは保険者に対してです。ですから、県ですよね、保険者といえば。その保険者をお願いしたいのが、マイナンバー保険証持参してもらえよう、マイナ保険証のメリットの周知などをしてもらいたい。具体的には、加入者に向けたメール送信やチラシ配布等による利用勧奨、マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証が不要になる旨をホームページや認定証の同封書類に記載、そして、保健事業実施時に利用勧奨をする。ホームページや利用の手引を通じた利用勧奨といった対策をやっていただく。その実施状況について、2月中には全保険者を対象に調査をすると、そのようなことをこの社会保障審議会の場で厚生労働省は発言しております。その中で全国市長会の委員さんは、マイナンバー保険証を使うかどうかは被保険者次第、また、現場は、圧倒的に医療機関等で現場の御尽力をお願いしていく部分が多いとして、自分たち保険者としても努力はするものの、結果責任を負わされるのはとてもきついと指摘しておられます。インセンティブ制度の評価は、納得がいく対応をととも要望しておられます。また、全国健康保険協会からは、保険者が主体的に目標を設定するのは若干なじまないのではないかの意見を出しておられます。このような議論がされている中で、国民健康保険の保険者は今鳥取県になっております。じゃあ、これらの保険事業のときに周知徹底をすとか、そのような仕事をするのは日吉津村役場になりませんか、日吉津村の分については。いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

今、御指摘のとおり、このマイナ保険証のメリット、こちらについて周知を図り、また利用していただけるように推進を進めていくのは、やはり日吉津村がここは責任を持って進めなければならぬところだと思っております。そのように、先ほどの回答でもありましたけども、様々な広報、手だてをしながら、御利用いただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） ですから、仕事量は、今でも本当に大変な思いをされております、福祉保健課は。それにこういった仕事が、結局、もう本当に高圧的な態度で押しつけられてくるわけです。

この中で、マイナ保険証のメリットなんですけれども、高額医療費についての限度額の申請はしなくても、今はすぐには、ちょっと時間がかかりますけど、ちゃんと役場から、あなたは限度額オーバーしたのがこれだけありますので、口座に振り込みますという通知いただくんです。ですから、これはマイナンバーのメリットでもないんです、今まであるんですから。それとか、まだありましたよ、もうこれで何、今まで誰も不便を感じてなかったんですけれどもね、そういったことを言ってるんですけれども。まだ医療機関に対しては、厚生労働省は利用率の増加に応じた補助金は交付すると、医療機関にね。窓口での声かけは、保険証を見せてくださいと言わないで、見せてくださいから、マイナンバーカードをお持ちですかなどに切り替えてください、このようにことまで指示してるんですね、医療機関に。医療機関の方は、もう本当にね、医療機関もですけど、介護保険の現場の方も、今でさえ患者さんに寄り添うのが人手不足で大変なのに、このマイナンバー保険証のトラブルでサポートができませんということを言っておられるんですよ。そういった状況があるのに、本当に今後、例えば認証のときにトラブルがあったときに、医療の受付で、そのとき認証確認できませんでしたってということで10割負担を請求されるわけですよ。本当にね、10割負担を1回請求されたらね、もう次のとき大丈夫かなっていったらね、医療機関に足を運ばなくなる人が出てきますよ。そういったことが、これはすごく大きなデメリットだと思うんですね。ですから、こういったことを機会に、健康保険証が本当に皆さんの手の中に納まっていくという保証がないわけです。

この保険団体連合会っていうのがあります、全国組織のね。昨年12月のトラブルの総点検をされたんですけども、総点検終了後もトラブルが続いており、保険証廃止で大混乱は必至で

すと。これは医療の現場、医療関係者の集まった団体ですからね。そして、このまま健康保険証が廃止されたら、無効、該当なしと表示される、そんな方が約72万件、また、マイナ保険証の不具合で読み取りができない、21万件、マイナ保険証の無保険証扱いで10割の請求書が来る、約25万件、これらを予想しておられます、これまでの調査の結果ですけどね。ですので、介護の現場では先ほど言いましたように、利用者への寄り添った対応ができないほど人手不足ですということを訴えておられますし、医療現場ではエラーが多くて使えない、付添いが手続できるのは今までの紙の保険証のほうがやりやすい、なぜ国民の大多数の意見がこの保険証を残してほしいと思ってるのに、こういった道に進んでいくのかっていうことをこの保険団体連合会は言ってるんです。

そこのところで、本当に県、国からどのような今指示が下りてきているのでしょうか。今年の12月2日には保険証なくなりますからね、その辺のことをちょっとお聞きさせてください。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど述べられたような課題でありますとか、クリアしなければならない問題というのは当然あるということは認識しております。それに向けて、先ほども答弁の中でありましたように、資格確認書の交付でありますとか、できるだけそのようなトラブルが回避されるような手だてについては国も検討しておられると思いますし、また、この自治体でも医療機関でも共通認識してまいたらないといけないというふうに考えております。

あと、厚労省のほうからは、今後のこのマイナ保険証の利用率の目標を定めるようにということが下りてきておまして、これはあくまでも目安ということで国が示しておりますけども、5月には20%の利用率でありますとか、6年の8月には35%の利用率、また、11月には50%というのを目標に普及を図るようということが、これは示されております。国のほうからの目安ということでされておりますので、一応そこを目安というところで普及啓発に取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 本当にね、課長の御答弁のとおりだと思んですけども、これは国保新聞の2月20日号に載っておりました。まず、保険者に取組をお願いする内容ってこのことです。1月24日の保険局長通知からっていうものなんですけど、利用率の目標を設定してください、12月2日の保険証廃止に向け、各保険者で取組の進捗管理をするため、保険者ごとに利用率の目標を設定すること。そこには利用率の定義というものが書いてあります、分子が何に

来て、分母が何に来るかというのが書いてあります。そして、目標値の設定時期、本年の5月時点が1番目、それから2番目に本年の8月時点、3番目が本年の11月時点、2月26日までに厚生労働省に目標値を報告してください。目標値の目安は、後期高齢者支援金の加算・減算制度で、本年11月時点の加点対象とする予定です。2月上旬めどで直近の利用率等のデータを提供予定ですが、すってありますけれども、結果的には、この成績によって後期高齢者支援金が加算されるっていうことでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

今のところ、国から示されているのはそのような方向性というところになります。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） そして、あと、何ていうか、後期高齢者支援金の加算・減算制度で、本年11月時点のマイナ保険証の利用率が50%を超えた場合には、総合評価の加算対象とする予定だということですから、そこにはたくさん交付金を加算しますよということだと思えます。そして、あらゆる機会を通じた利用勧奨、マイナ保険証の利用勧奨を、具体的にメール、チラシ、説明会等、ホームページ、利用の手引等、保健事業、2月26日までに取組状況を厚生労働省に報告のことってありますよ。こういった事態になっているのに、本当にこの皆保険制度が維持できるのかなっていうことがとっても不安です。この保険証については、命に関わることで、決して治療を中断したりとか、そして医療に行くのを我慢したりとか、そういったことが発生したら大変なことじゃないですか。この辺りのことで、本当にどのように認識されているのかなということで、もう一回、村長にお聞きします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。議員おっしゃいましたように、保険者ごとの利用率を目標を定めてというような通知が来てたということでありまして、その目標を定めて、実際に後期高齢者支援金の、何というか、判定に利用するというのは、これはちょっとどうかなというのが、今、私も聞いて率直な感想であります。ありますけれども、ただ、最初の答弁で申しましたように、このことと国民皆保険制度が維持できなくなるという問題は別の問題だというふうに思っていますので、皆保険制度はしっかりとこれまでどおり維持できますし、その上で今までの保険証をマイナ保険証に替えていこうということですので、そこに関しては、いろいろな、先ほど申し上げたような思いはあるところですが、やはりこれがもう決定しているということですので、その広報ですとか、必要なことはやっていかないといけないんだろうなというふう

に考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 一つ、私、本当にね、村民の皆さんは、物価高、それも生活必需品の必要なものがどんどん値上がりしておりますので、本当に生活が大変なんです。そんなときにこういった問題なんですけれども、そんなときに医療費を10割負担せんといけんだってっていうようなことが起きてくるのは間違いないと思うです、今まで見ちゃって。今は多少こういった強制力が働いて、利用率も伸びてますし、日吉津村ではマイナンバーカードが8割を超えてますよね、取得しておられる方が。なんですけども、今、このマイナンバー保険証の利用率が8月を頂点にしてずっと5か月間下がって、5%もなかったっていうのがこの間なんですよ。多少、このような強制力が働いて、少し上がっているようなんですけれども、それを50%に持っていかね、25%に持っていかね、こういったことを求めているわけですよ。本当にこんな、何ていうのか、拙速的などといいますかね、現実をよく見てないってやり方はね、せめて延期するとかするべきだということはずいと言っていたきたいと思います。

それで医療現場の方は、紙の保険証で起きようもないお粗末なこと、紙の保険証では起きるわけがないようなトラブルがマイナンバーカードで起き得ることをもうすぐ体験してますっていう、医療現場の方は言うておられますので、その辺のこともよく、何て言いますかね、心に留めていただいて、やっていただきたいと思います。

ここでお聞きしたいのは、マイナンバーカードの取得っていうのは強制じゃないですよ、任意ですよ。それがなぜこんなことが許されて、こんなことがまたすなりと受け止めて、それでその仕事に当たるっていうことが私理解できないんですけれども、一つ、コロナのワクチン接種にヴィレステに行きたときに、15分間の待機時間がありますよね、副反応が出たら心配だからいうので。あの間にマイナンバーカードを一生懸命勧めておられる姿があったんですね、職員さんの。これって、本当にこの15分間っていうのがどんな意味を持ったものかっていうことが周知されてないからなのかなと思って、非常に残念に思いました。私と同じことを感じた人がすぐどうも役場に言われたみたいで、即刻中止してくださいましたけれども、マイナンバー保険証のこの25%、50%のこの現場で、そういったことは絶対やってももらったら困るっていうことを言うておきたいと思います。マイナンバーカードの取得は、強制ではなくて任意ですっていうことになっているのに、こういったことについてどのようにお考えでしょうか。マイナンバーのことはそれ最後にします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。おっしゃるように、マイナンバーカードの取得というのは任意ということでもあります。そういった中でありますけども、非常にこのコロナということを経験して、いろいろな給付の事務等々において、本当に日本という国全体がデジタル化が進んでいないということが、非常に大きな問題として現れてきたわけです。それに対応するためにこのマイナンバーカードの普及を進めていこうということで、その給付がスムーズに行えたり、先ほど申し上げました、保険者、医療機関連携することでいろいろなメリットもあるわけです。そういったメリットを享受していくために、このマイナンバーカードの制度というのが設けられて、それに対して我々も推進をしてきたという経過でございます。

今、議員おっしゃいましたように、本当にいろいろなこと、ひもづけの問題ですとか、いろいろな問題が出てきていて、皆様が心配されているのは本当にそのとおりだというふうに思っています。思っていますけれども、先ほど申しましたように、国民皆保険の制度というのは堅持されながら、これまでの紙の保険証がマイナンバーカードに替わっていくということでもありますので、その裏側には、先ほど言いましたメリットもたくさんあるという中で進められている事業だと認識をしていますので、その辺りは我々もしっかりと、心配をされることがあればそういったことも払拭をしながら、メリットもお伝えをしながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） それじゃあ、村長、こういったマイナンバーの保険証のことで非常に不安に思っていますので、国のいろいろな政策で住民が苦勞することがあれば、ぜひとも日吉津村の役場で防波堤になってください。よろしくお願いします。

じゃあ、続いて、生活保護の話なんですけども、これが、こういったの求めてみました。これ、ポスターです。それとか、こんなもありますけどね、日吉津村の分も、これは小田原市とか、日吉津村はこれですね、日吉津村の分が。それでですけども、実は過去に小田原市がここなんですけど、小田原市の職員が「HOGO NAMENNA」というようなプリントしたジャンパーを着て仕事をされてたそうです。それが社会的な問題になりまして、非常によく検討委員会を立ち上げて話し合ったりして、いいものを作られました。それがこれらなんですけども、それで、この小田原市の保護なめんなジャンパー事件っていうんだそうですけども、それ以後、生活保護を紹介するホームページや生活保護のしおりを見直す自治体が全国的に増えてきたそうです。たくさんありました。それで、こんなたくさんありましたけれども、小田原市では、生活保護の申請手続を説明するページに、保護利用までの流れというタイトルがつけられて、保護受給とい

う受け身の表現ではなく、保護を利用するという言葉に変更されたそうです。そうしたところ、辞退による保護廃止が大幅に減少したそうです。それがこの小田原市なんですけれども。

私、これで思ったんですけれども、今、特にコロナ以後、物価高騰で皆さんの暮らしが本当厳しくなっています。そんな中で、保護を申請に行こうかな、行きて、やっぱり帰ろうって帰ってしまったりと、そういったことがないように、やっぱり相談しようっていうふうな気持ちになれるようなポスターを作っていただきたいんです、ぜひとも。全国には本当にたくさんこのようなポスターができてます。ぜひ日吉津村でもそれをやっていただきたいということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

生活保護の制度につきましては、先ほどの村長の答弁にもありましたように、福祉事務所の窓口のほうで対応しております。先ほど提示していただきましたのは、生活保護を検討しておられる方に対してのパンフレットだったと思うんですが、あれも見ていただきやすいように漢字に振り仮名を打ったりとか、読みやすい形の形状のものにさせていただいております。御指摘のとおり、ポスター等、またホームページとか、いろいろな媒体を使いまして周知を図ってまいりたいと思いますし、現実的にはきちんと対応できているとは思っておりますが、より相談しやすい環境をつくってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） ありがとうございます。ぜひいいのを期待してます。

日吉津村のこのしおりなんですけどね、やっぱり活字が多いです。活字ばかりですので、いろいろなところを参考にしていただきますと、本当に何か、つい和やかな気持ちになってしまう、ああ、相談に行こうという気持ちになってしまうようなのを工夫しておられます。これもいろいろな小田原市の保護なめんなジャンパー問題以降だそうですけれども、やっぱりこのようにして、つらい、住民の目からすごい厳しいことを言われての仕事だったと思うんですけれども、それを乗り越えてこんな立派なものを作っておられます。やっぱり日吉津の分はちょっと活字が多過ぎます。お伝えしたいことばかりかもしれませんけど、この辺はちょっと工夫していただくといいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、あとは学校給食についてですけど、この学校給食について、私も以前から何回か質問したことがあるんですけれども、この学校給食法っていうのは施行日はいつなんですか、これ。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 給食法施行令の施行日ですが、その前に御質問いただいていた資料請求や全額負担するとどうなるかという、これ答弁漏れをしておりました。申し訳ありません。

○議員（3番 江田 加代君） ありがとうございます。あれは……。

○教育長（井田 博之君） それを先に申し上げます。無償化して、全額村が負担しますと、細かく言いますと、1,393万8,000円、およそ1,400万ですね。

○議員（3番 江田 加代君） 1,200万ちょっとかなと思ってましたけど。

○教育長（井田 博之君） 補助額を今まで出していたのがこの4月から170万になりますので、今言いました1,393万8,000円から170万を引きますと、純粋な増は1,223万6,000円ということになります。

○議員（3番 江田 加代君） そげでした。ありがとうございます。

○教育長（井田 博之君） という答弁漏れでしたので、おわびして追加させていただきました。施行日等につきましては、教育次長のほうから答弁いたします。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 江田議員の御質問にお答えします。

学校給食法、施行日っていうふうなことで、すみません、施行日、ちょっとこちらでメモしてありませんでしたが、平成27年の6月24日に最終的に改正されているものになります。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） これは11条の2項の食材費は保護者負担っていうのは、それまでは6月24日に改正、そこがスタートじゃないですよ、その以前からですよ。そうすると、例えばおおよそ半世紀くらい前ですよ。それで、そういったのが多いわけです、この問題じゃなくて。これと学校給食法の11条の2項と、それから学校給食法の第4条に給食実施を努力義務にとどめるっていうような条項がありますよね。どうもこの2つが学校給食の無償化のできない原因だになっていうことは突き止めました。それで今ね、なんですけど、これはいろいろな団体の調査でも、経済的に厳しい家庭の子供はもちろん、経済的余裕があっても、保護者が多忙化し、1日3食食べるのが難しい、そのような子供が増えてきておると、これが現状だそうです。私、それ納得してますけども。これは非常に女性にとってはつらいんですけどもね、こういった子供にお弁当を持たせるとか、子供にきちんと食わせるとか、そういったことはどうしても母親の自己責任にされてしまったりとか、そういう背景があった時代だと思います。でも、これを自

己責任にしてしまうのか、ここが大事なところかなって私は思うんです。本当に今、どの家庭でも夫婦共稼ぎっていうことが多いです。そして、看護師さんあたりだったらお帰りになるのが9時頃だったりしてますからね、そんな中で子供は夕食どうしてるのかなということなんですけど、これはちゃんとしたところが調べたものなんですけれども、やっぱり、何て言いますかね、3食食べれない子供が増えておるということなんです。

それで、日吉津村の状況どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 江田議員の御質問にお答えします。

保護者も忙しくなって、3食しっかり食べてないんじゃないかというふうなことでございますが、昨年度、学校で調査しました結果によると、晩御飯まで、ちょっと3食全部食べてるかというところまでしっかりした調査はなされてないんですが、朝食をしっかりと食べてるかどうかっていうことに関しては全員調査をしました。その結果としては、全員がほぼ毎日食べているっていうふうな状況にあります。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） そこでですけどね、半世紀前のこの11条の2項なんですけれどもね、もう全くさま変わりしてますのでね、ここを考えるとぜひいただきたいなって思ってるんですけども。本当に今、物価高騰がそういった子供さんの家庭を襲いかかっているんですけども、そこについて、1日に1食だけでも栄養バランスの整ったものを食べることを公的に保障するだけでどれだけの子供たちが健やかに成長できるのですかっていうようなことをちゃんと調査したところが言ってます。ですから、本当に生活が行き詰まってくると、親はいろいろして子供に当たりますよ。でも、学校に行きてるときだけはちゃんとバランスの取れた食事が頂けるのでっていうことが心の支えになってるわけですので、半世紀前のこういったものの時代とはもう変わってますので、今子育て支援に力を国も入れてますので、ぜひとも思い切って、今こそ給食費の無料化に足を踏み出していきたいというふうなことなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 小学生児童に3食きちんと食べてほしい、もう全く同じ思いでございます。なので、給食は、保護者の負担をできるだけ軽減しつつ、きちんとみんなが食べれるように、おいしいものを用意したいと思います。日吉津の給食は自校調理ですので、出来たてのおいしい給食を食べることができているということで、子供や保護者から好評をいただいております。これをぜひ続けていきたいということでございます。

現時点では、1,200万増ということでございますので、給食費の無償化に一步踏み出せということでございますが、さらなる物価の高騰や何か状況が変わったときに、もうとにかくできるだけ保護者の負担を増やさないように努めてまいりたいと思いますし、現時点、これも最初の答弁で申し上げましたが、経済的に困窮していたり、支援が必要な御家庭には、きちんと早い段階、入学前の早い段階から準要保護家庭の申請の在り方でありますとか、その継続の仕方でありますとかはできるだけ丁寧にお知らせして、すぐ認定に至るように努力しているところでございますので、重ねて、併せて御理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） ぜひとも前向きによろしくをお願いします。私、この頃ずっと村中を回ってまして、新しい家が新築してありまして、大きな車が2台止まって、ああ、ここは大学を卒業した方だったなら教育ローンの返済に追われているときだなとか、この車のローンも大変だろうなとか、この家のローンはどうなってるのかなとか思ったりするわけです。ですから、ぜひともそこの辺に寄り添ってさしあげて、日吉津村ならではのいう子育て応援をしていただきたいと思います。

どうも、終わります。

○議長（山路 有君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 次に、通告順7番、橋井満義議員の一般質問を許します。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 通告7番、橋井でございます。本定例会におきます一般質問も私で最後となりました。大変長らくお待たせいたしました。よろしく願いをいたします。

議長のほうから1時間お時間をいただいておりますので、通告に基づき質問させていただきたいと思っております。テレビを御覧いただいております方は、3点の質問事項がテロップで流れておるかなというふうに思っております。今回は3点について質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目は、これまで幾度となく質問してまいりました、このうなばら荘の最終結末はということで、まず1点目はうなばら荘について質問をさせていただきます。

それから次、2点目、この村内の主要企業であります王子製紙米子工場、これについての増設、減免はどうしたということであります。これは減免というのが適切であるか否かは、また質問の途中で訂正なりをさせていただきたいと思いますが、これらは、この増設についての税の補助な

り減免ということで拡大をして判断をしていただきたいなというふうに思っております。

次、3点目、これまで令和5年度なりそれ以前からの事業の成果並びにその方向はということでもあります。これについては、詳細は2点ほど上げておりますが、今日2名の方からありました。松田議員、そして前田議員からも御指摘があったとおりであります。この海浜エリアを含めた事業が今までからずっと様々な方面でやられております。これについての活性化の展望はということで、現状の報告なり方向性を示していただきたいと思います。

それから、この昨年来の事業の方向ということでありまして、村誌のダイジェスト版の状況を説明していただきたいということで書いております。これは表現、ちょっと適切ではなかったといひましようか、私のちょっと表現が悪かったので、これはずっと令和5年の6月に提案をされておられました。小学生を対象並びに村内の皆さんを対象としたふるさと読本の制作ということで判断をしていただきたいと思います。これら進捗状況についての説明を伺いたいというふうに思うところであります。

詳細につきましては、自席で再度質問させていただきたいと思います。それでは、よろしくお願ひをいたします。

○議長（山路 有君） 執行部、答弁。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、橋井議員からの一般質問にお答ひをしまひりたいと思ひます。

大きく3点御質問をいただきました。まず、1点目がうなばら荘の現状についての御質問でございます。次に、2点目が王子製紙の増設に係る支援等の御質問、3点目が海浜エリア、それからふるさと読本に関する御質問ございました。

1点目のうなばら荘の関係の現状、旧うなばら荘というふうに申し上げさせてもらひますけれども、この旧うなばら荘の土地につきましては、うなばら荘の事業終了に伴ひ、西部広域行政管理組合から日吉津村に返還をされ、令和4年5月13日に日吉津村とヤードクリエイションとの間で事業用定期借地権設定契約により、50年間の賃貸借契約を結んであります。その契約においては2年以内ということですので、令和6年の5月13日までに事業計画等に基づく使用を開始することとなっております。

しかし、同事業者より村と西部広域行政管理組合に対しまして、令和4年9月17日付の文書で、新型コロナウイルス感染拡大等の外的要因や建築資材高騰による収支予測の悪化などの理由から事業計画中止の申出があったところであり、現在、その事業者は西部広域行政管理組合と日

吉津村も協力をして、民間の第三者にこの施設を譲渡していこうということで取組を進めているところでもあります。

この事業中止の申出があつて以降、これまでに二十数者が興味を示され、建物の内覧をされた事業者も十数者あつているところでもあります。問合せがありましたら、その都度に事業者への説明であつたり、内覧を行っているところでもありますけれども、これまで具体的な事業計画を提示していただけるまでの事業者は現れていないというのが現状であります。なお、現在、その取得を検討中の事業者も数者あるという状況であります。これまでの取得を断念された事業者の主なお聞きをしている理由としましては、イニシャルコストが高い、かかってくる、そのコストを回収できる事業の組立てがなかなか難しいということであつたり、物件の規模が大き過ぎる、そういったことにも伴って固定資産税や修繕費、維持費も高くなってくるというような点をお聞きをしています。

この第三者への譲渡に向け、定期的に日吉津村と西部広域行政管理組合、それから事業者と3者が集まつてこの情報共有を図つたり、募集方法や周知のやり方、選定の仕方等について協議を行っているところでもあります。また、鳥取県であるとか西部地区の各市町村、金融機関やマスコミ等も通じて物件のPRを行つたり、金融機関を通じて物件の市場調査等も行つていただいているところでもあります。また、事業者と今後の契約上のやり取りを行うため、弁護士と委任契約を締結し、昨年11月からはこの3者での協議の場にも同席をしてもらい、助言をいただいているところでもあります。この第三者譲渡を行つていく主体は民間の事業者ということではありますけれども、今後もこれまでと同様に、村、それから西部広域行政管理組合、事業者の3者が協力しながら早期の第三者への譲渡に向け、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、王子製紙の新規施設設備の増設に係る減免等の支援に関する御質問でございます。年末の令和5年12月22日に、木質由来のエタノールと糖液を製造するための試験プラントの設置及び操業が円滑に行われることを目的に、王子ホールディングス株式会社、鳥取県、米子市及び本村の4者で協定に係る調印式を実施したところでもあります。

協定内容としましては、本村では、日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の減免に関する条例に基づき、新たに設置される施設及び設備に係る固定資産税を3年間課税免除とする支援を行う計画としています。また、県、米子市及び本村で人材確保に関する支援も行つていくということがこの協定書の中にはうたわれています。しっかりとできる限りの支援を行つて、王子製紙米子工場で行われますこの未来への投資をしっかりと後押しをしていきたいというふうに考えております。

次に、3点目、海浜エリアの活性化の展望についての御質問であります。海浜運動公園を中心とするこの海浜エリアの活性化の実現に向け、民間連携手法の可能性であるとか、キャンプ場の整備の条件等々を把握するため、現在、民間企業の参入意向等のサウンディング調査を実施しています。このサウンディング調査、対話の内容につきましては控えさせていただきますが、これまで6者の民間事業者との対面またはウェブでヒアリングを行い、事業者の進出意向や公募条件等を調査、確認している状況であります。引き続きこのサウンディング調査は実施しているところでありまして、その結果、状況を踏まえ、P F I、P a r k - P F I の導入の検討など、整備運営に係る官民連携手法の可能性について検討し、この海浜エリアの活性化実現に向けてまいりたいというふうに考えております。

このサウンディング調査を行う中で一定の民間の参入意向が確認をできていますことから、新年度にはP F I、P a r k - P F I を活用した海浜運動公園整備に係る基本計画や実施方針の作成、事業者公募等にもできれば向かっていきたいと、そういった検討の中で指定管理であるとか、あるいはP F I の中での管理にするのか、そういった管理方法についても併せて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。最後のふるさと読本に関する質問については、教育長のほうから答弁をさせていただきますと思います。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃっていただきましたように、日吉津村教育委員会といたしましては、ふるさと読本の制作に向けて、昨年6月に補正予算において計上させていただいて、計画に着手いたしましたところでございます。学校現場におきまして、令和2年度からふるさとキャリア教育が導入されまして、県全体でふるさと教育の充実を目指しているところでございます。平成23年度あたりから、各自治体でふるさと学習に用いる教材の作成が進められてきております。日吉津村におきましても、子供たちがふるさと日吉津について副教材として学ぶだけでなく、これもおっしゃっていただきましたとおり、大人にとっても日吉津村のよさを再発見できる読本としての制作を目指しているところでございます。

教育委員会といたしまして、昨年の夏から秋にかけて、近年同様の資料を作成した近隣の町に、冊子の具体的な内容項目や制作の手順、スケジュール、それから制作委員の構成など等々、調査研究をさせていただきます。日吉津村で制作する場合の進め方を検討してまいったところでございます。

現時点、ふるさと読本の構成につきまして、ページ数、掲載する項目、各項目について相談をさせていただいたり、担当していただく制作委員の選考等々、調整を進めまして、今、調整の最終段階、3月、今月の中旬に制作委員会が開催できる見通しとなってきているところでございます。ふるさと読本の制作につきましては、研究調査制作委員会の作業としまして、インタビュー、撮影、構成等々、多くの時間を要することから、当初に計画しておりました5年度に制作して6年度に印刷するという計画は、スケジュール的に非常に困難であると判断いたしました。その結果、今年度、5年度と6年度に制作活動を行い、7年度に印刷、完成を目指すという2年間の予算を計上させていただいているところでございます。計画を練り直したところでございますが、進捗状況を御説明いたしまして、御理解をいただきたいというところでございます。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 橋井でございます。話といたしましうか、質問の中身が集中してしまっていて、後から分からなくなってしまうので、ちょっと勝手に申し訳ありませんけど、この2番の王子の増設の部分からちょっと話を進めさせていただきたいなというふうに思っております。

この王子の時系列をちょっと追ってみたいと思うんですが、今、令和6年の昨年、令和5年度ですか、この話が出てまいりました。王子の新しい工場の増設工事の話が出てきました。そしてこれは令和5年の12月23日ですね、あら、どこやったかな、日本海新聞の、これで先ほど村長のほうからもありましたとおり、これ以前には、既にこの情報は出ておりました。それで、年末の22日に村長、それから米子の伊木市長、それから平井知事、そしてこの王子ホールディングスの磯野社長の4名が、これは駅前ですね、あそこじゃなかったかな、ワシントンじゃなかったかな、調印をされたということでもあります。これについては、ここに主力の事業を展開していくよということをやったということでもあります。

その場において、平井知事は、鳥取県が約9億の補助金、そして日吉津村が3年間の固定資産税の免除、米子市は雇用確保に向けた支援を予定しているということがプレス発表になっております。それで私は、ここで申し上げたのは苦言でも何でもないんですけども、これは以前から、この王子に対するアクションをやはりもう早く取られなくちゃいけないよということを私は何度も申し上げてまいりました。それはやはり、この日吉津村は税収の部分を、私、もういつもいつも本当、担当の課長に申し訳ないんですけども、大きなやっぱり懐といたしましうか、ここは大事

なことなんですよ、日吉津村って。それこそ50%、60%を、もう過去にもっとすごいウェートを占める王子の税収によってこの村が支えられてきたという歴史がずっとあるわけですので、それにも増して、これはまた長くなっただけじゃないけれども、なぜこの話を私、王子に頼っていくかということは、今、一度皆さん振り返っていただきたいなと思っておりますのは、小学校の体育館の建設、それからヴィレステ、それから今、ミライトを建ててまいりました。今後は、財政収支の方向でまた総務課長のほうからはお示しをいただきたいと思っておりますのは、今後のやはり借金の返済計画なんですよ。そこにおいて、王子のこれらの稼働が大きくそこに寄与して、何とかここで日吉津村が持ちこたえていく財政運営になっていくということを、私は大きくここに期待をしておるものですから、ここは大きく、そこは村長の足踏みを取っていただきたいというふうに思っております。

それで、ちょっと元へ返ります。この3年間の固定資産税の減免という話は、いつ、どこで誰が決められたんでしょうか、まずその点。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。

以前から投資の計画があったわけですが、先方さんの動き等を確認しながら、日吉津村では令和2年に固定資産の減免の条例をつくっておりますので、それに基づいて支援を決めたということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） ありがとうございます。ということは、今、財政担当の矢野課長のほうからありました。これは令和2年のときのN1マシンの増設のときじゃなかった、違いましたっけ、違いましたか。あそこのでかいマシンのときのあれで、何とかしてこれをやっぱり誘致して、王子に協力していかないかなということの前例に基づいた措置を担当課でお考えになられて、そして村長と相談の上で決定をされたということで、理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 橋井議員の質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 分かりました。ということで、今後は王子の稼働状況、そして運用状況に基づいて、日吉津村としても協力をさせていただきたい、そして、お互いにやはり密な関係を持って協力できるものはするということで、そのスタンスで取っていただきたいというふう

に思います。

それから、もう一つ、あれです、この定例会の前に今月の2月13日に村長と議長は王子本社を訪問されてますね。その雰囲気は一体どんなもんだったのでしょうか。その話の感想だけでもいいですから、にこやかな話を、村長、お願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。御指摘いただきましたように、2月の中頃だったでしょうか、議長と一緒に王子ホールディングスさんの本社のほうに伺いまして、このたびの投資に関しまして、率直にお礼を申し上げて、その上で今後の投資計画、スケジュール等についてお話を伺ったところであります。

こういった木材を原料にして、まずは糖質をつくって、それを発酵させて、アルコール、エタノールにしていくというような2段階で考えているというようなことでありましたけれども、こういった施設を本格的にパイロットプラントとしてやっていくのは本当にこの業界でも初の取組であるということで、非常に王子さんのほうも力を入れて取り組んでいきたいというようなお話をいただきました。我々のほうも、ぜひ、まずはこのパイロット事業が成功に向かっていくようにしっかりと応援をさせていただきたいという話をさせていただいたところであります。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 分かりました。大変お疲れさまでございました。この事業は、本当、今のエタノールという話ばかりに何か目が行くようには思うところではありますが、これは世界的に日本という国が航空燃料をこういう石油に依存しとるということで、世界に後れを取っておるという話は常々伺っております。これはやはり世界から白い目で見られ、ちょっと表現悪いんですけども、やはり幾ら云々であったにしても、日本が世界の中でそういう部分では後れを取るということはいけないので、もう少しグローバルな視点でこの王子製紙米子工場というところをもっとアップしていただきたいなというふうに、日吉津村も下から支えていただきたいなというふうに思うところがあります。

以上で、王子製紙については終わりたいと思います。

元に戻りまして、うなばら荘ではありますが、この件については、先頃も私、今月からの時系列の部分でいきますと、2月の1日に議会の全員協議会が開催されております。そして、今回出ささせていただいております、これ、今定例会の議会の一般質問の通告書であります。これの提出の締切りは2月の15日、2月の真ん中であります。それから再度、これを出しましてから、こ

の先月の2月の28日、再度このうなばらの問題についての説明が2月の1日と28日の2回行われたということであります。

その間に何が起きたかという、2月の14日、一般質問の通告の前日には、西部広域に、要するに今、ヤードクリエイションがその引受手になっておりますので、ヤードクリエイションが駄目なんだけども、ほかの第三者をもう一遍協力体制を西部広域さんもしてくださいませんかというお願いに向かっていただいております。それが令和6年2月14日であります。

それから、今度は2月の21日、ヤードクリエイションから、事業用の定期借地権設定の事業開始時期を令和6年2月21日付で、要するに延ばしてちょうだいよということをヤード側の弁護士から村の担当弁護士のほうに文書が提出して申請をされております、要するに延ばしてくださいと。それで村は2月の14日には、西部広域に知らん顔せずに、うちはもう一遍、この第三者とお話をできいやに、何とかおたくも協力してくださいよということをおられるわけです。それで、それはそれとして云々なんだけども、私はなぜこうやって毎回こう言ってるのは、全然全然全く前に進んでこないからこういうことを何遍も言わないけんわけです、もう寝ても覚めてもこれがもう片づかない限り、これ、どうしようもできないことなんです。それで、これらの状況を踏まえた中で再度担当側のほうからは、これらをちょっと説明を時系列を追う形のほうがいいと思いますので、説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

うなばら荘の第三者譲渡へ向けての取組状況を時系列でということでした。先ほど橋井議員がおっしゃっていただいたとおりでございます、2月1日に議員の全員協議会で経過説明をさせていただいております。これまでの第三者譲渡に向けた3者での協議状況ですとか、それからこれまで問合せのあった事業者等の状況、内覧を何件したですとか、取得を断念したのが何件、取得を検討中が何件といったような報告をさせていただいております。その際に、これまでその事業者が取得を断念された主な理由等も、先ほど村長の答弁の中で申し上げましたけれども、そういった理由でなかなか具体的な話に進んでないというような現状も御説明をさせていただきました。

その後、2月の14日ですが、これまで西部広域行政管理組合というのは、3者で協力体制を取って第三者譲渡を進めてきたんですけれども、一応協定を結んでおります。その協定が今年度いっぱい、つまりこの3月31日までの協力期間ということになっておりました。ですが、やはりまだ、先ほどもなかなか進んでないという御指摘をいただきましたけれども、進んでない中

でも、まだまだ取得を検討中の業者もありますので、何としても第三者譲渡に向けてお話をまとめていきたいという思いがありますので、西部広域さんにおかれましても、ぜひ引き続き協力体制を取っていただきたいということで、西部広域さんのほうに村の依頼文書を送らせていただいたということでございます。同日付で、ヤードクリエイションさんから西部広域のほうに同様のお願い文を出させていただいたところでございます。

そして、2月の21日になりますが、今、ヤードクリエイションさんと結んでいる契約においては、2年以内、つまり令和6年の5月13日までに事業計画書に基づく使用を開始しなければならないとなっていますけれども、こちらがやむを得ない事情があれば、1年間延長できるということになっております。それに対して、ヤードクリエイションさんのほうから、そっちの事業用定期借地権の事業開始期間の延長申請が出されたということでございます。代理人弁護士の方から、村の代理人弁護士宛てに提出をされたということでございます。あわせまして、月額、賃料ですね、賃料を月額事業開始までは10分の1にしておりますけれども、それも据置きをしてほしいという内容でございました。その主な理由としましては、現在、取得を検討中の企業や団体もあるということで、まだこの先、第三者譲渡も見込めるということ、そして、もう1点は、ヤードクリエイションさんも経営上の問題から店舗を縮小するなど、非常に苦しい状況であることといったようなことを理由として上げられて、申請書が出されたところでございます。

そのことを受けまして、先日の2月28日の全協で議員の皆様にご知らせしたということがこれまでの流れでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） おおよそのストーリーは分かったかなというふうに思いますが、視聴者の方がそれが分かったかどうかは若干疑問なところもあるように思います。

今の現状としてどういうことが起こったかというのと、要するに、今回、ヤードクリエイションが取得をしてもらったのはいいけれども、結局その後の運営、運用がにっちもさっちももういかない状況で、それで自分のところはもうようせんから、第三者が買ってくれる人を探して努力はしておるんだけど、さもあらむや、それで土地の大家である村のほうも同じことの第三者を探しますよ。第三者の云々とは言いながらも、もともとは広域が運用しておった建物でありますから、しかしながら広域は契約をしておる関係上、村との関係はもうここで本当は終わるんですよ、けども村は、まあ何とということで、泣きついたら失礼ですけども、広域さん、そんなことを言わずにということで行かれたと。行かれたというさっきの表現では送付という話を言われたので、送付をされたということで理解すべきかな、提出というよりも、これは文書

送付に直したほうがええのかな、そういうふうに聞き取れました。それで私、あっと思ったのは、同日に、このヤードクリエイションも同様の意図を持った文書を西部広域に提出をされたというふうに承りましたが、間違いございませんか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

まず、前段のお願いをしに行ったというところですけども、私、先ほど送付と言ったかもしれませんが、実際には私のほうが持参をしております。持参をしてお願いをしたというところですので、訂正させていただきます。

それと、ヤードクリエイションさんも、これは同日です、それまでにヤードクリエイションさんと3者で出会って話をするときには、そういう口頭ではお願いをしていたんですけども、村としてやはり正式に文書を出しますよという話をしたところ、ヤードクリエイションさんも、じゃあ、私のところも出させてもらいますということで、結果的に足並みがそろって同日に出したということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 分かりました。提出の方法としては、そういうふうに手法が間違ってた、私の聞き間違いもあったんだろうなというふうに思います。ということで、村のほうからは直接持参をされて、ヤードさんのほうも同日に送付をされたということで理解をいたしました。

それで、あとは、このヤードさんから、要するに借地権設定の1年間延長のお話を私どもの弁護士宛てに、延ばしてくださいよということを提出されたようであります。これが2月21日付でありますから、時系列でいきますと、2月21日、1週、2週、一般質問、今日4日ですね。ということは、法律上でいう相当期間ということまでのことで論争したくはないんですけども、要するに2週間がたってますね、21日から。この間に当方の弁護士さんは、どういう態度といましようか、返答といましようか、アクションを先方さんの弁護士さんに取られたんでしょうか。これは受理しませんよとか、知りまへんどか、どういうことになったのか、その結果が知りたいんですが、いかがですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

結論から申し上げますと、まだ回答はしていないというところでございます。回答はしてないんですが、私どもと弁護士と一応相談をさせていただいておりまして、どうすべきかというところ

ろなんです、やはり契約上の話になりますけれども、契約上において、約定において、そういった1年間延長できるという権利が留保されているということであると、やはりそこは条項がある以上は、必要性ですとか相当性を配慮して、配慮義務があるよということが言われます。それから、今のこれまでのヤードクリエイションの譲渡に対する取組姿勢として、事業を中止されたのはヤードクリエイションさんの都合ではありますけれども、それ以降、3者協議も十数回にわたってやってきているわけですが、それにも必ず出席して、事業譲渡に向けて必死に頑張ってきたということも、そういった姿勢もあります。それから、経営状況においては、決算報告も延長申請には添付されておりましたが、それを拝見すると、かなり余裕のある状態ではないということが見てとれました。とても事業をやっていない状態で、体力がないということです。それにこの事業もやってないので、収益がないことは明らかだということ、それから固定資産税と賃料合わせますと、正規の賃料でいきますと420万ぐらいになりますので、840万ぐらいの金額を出すのは、捻出するのは非常に難しいということ、そして今、ここで無理をして会社の経営に何かあれば、今後、適切な譲渡に悪影響を及ぼしかねないということで、この延長申請についてはやむを得ないのではないかなというところを今相談をしているところでございます。その答えについては、まだ返していないというのが状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） いや、どういう発言をしていいのか私もよう分かりませんが、笑い話でもう済みませんから。しかしながら本当に悔やまれてならないのは、もう今、令和の6年の3月になります。これを振り返ってみますと、今、つらつらとこのうなばらの質問の閻魔帳を見ながら、本当この令和の4年の、2年前ですね、約、4年の2月のこの時点で、組合議会の議決に基づいて、うなばらのこれはもう5月の春に向けて売買契約しちゃうよということがもうできてたんですよ。その前にはもういろんなことがありまして、それでまたこの5月、令和4年のこの6月、うちの定例会でも泉源の土地、50年間の無償譲渡まで可決をしてる経過がやはりありますからね、それで、舌の根も乾かないうちの令和4年の9月の20日には、これ、事業中止の書面通知が来てるわけですから、もう悔やんでも悔やまれない状況が本当来てますから、もうその状況でどうするのよということが今もう、回答、私も頭悪いですから、なかなか見えないところであるんですけども、これはやはり出していくしかもうないんですよ、避けて通れませんから。

しかしながら、これ、膨大な土地、借金、それと人間関係、それと会社に対するその債務部分が残ってますから、これは当事者に何とかしてもらわないと村としてもそんな猶予ある態度で

いつまでもおれませんので、やはりそこは行政のほうはきちっとした態度をもうこれからは取っていただかないと、幾ら何でもね、これ、またやったら、やったらという表現は悪いんですけども、令和7年度にもこれは同じことでまた来ますよ。ですから、それは最後通告じゃありませんけども、今年度、そういうふうな温情なり云々ということで延長する項目なり云々ということは、お互いの要するに紳士協定の部分の条文を出されてきますと、そこはなかなか難しいところ出てきますから、やはりそこはもう期限を切るぐらいの気持ちで向かっていただかないと、これは村民の大負債を招きかねませんよ。それだけはまだもう覚悟して、やはり向かっていただきたいなというふうに思っています。これはもう答えが出ませんので、ここまで言うておれば、その先を言うともう愚痴になって、本当、聞いておられる方もみっともないと思われまので、私はもうこれでやめておきたいと思います。何遍も何遍も言うのはもうやめたいと思います。よろしく願います。もうお願いしかありません。

以上でうなばらについては終わります。

それで、最後、3番目が海浜エリアとふるさと読本についてであります。これの2点については、先ほど前田議員のほうからも質問があったんですが、この令和6年度の今回ちょうど3月の定例会の一般会計なり云々の予算と、令和5年度の一番最後の補正予算の最終的なてんまつ部分がここにリンクしてきます。

それで、ちょっと先にこの海浜エリア、これはあれだ、総務課じゃなくて総合政策課のところなんで、これで私、ちょっとこれは予備知識といいたいでしょうか、あれで聞いとかなとこれはいかんぞと思ったのは、これ、令和5年の昨年9月に株式会社ローカルファースト研究所と220万円の委託契約をしていますね、この海浜公園の仕事をするための。これ、結構都会のあれですわ、街の中の事務所ですから、なかなかの女性の立派な社長さんですよ。

それで、確認をしときたいなと思うのは、今年度の予算とこれリンクすると言いましたのは、これ、今年の契約法務支援委託いうので、1,650万計上されてますよね。それで、これは何だ、議案質疑のときでもいいんだけど、一般質問とリンクしてるので、一遍のほうがいいなと思って今ちょっと質問させていただいてますけども、これはローカルファースト研究所との契約部分なのか、それではなくて、このサウンディングの調査で今、6社だか何ぼかあるって言われましたね、そこで選ばれた会社との、この何ですか、契約法務支援委託金1,650万をその会社と行うということなのか、どちらなんだろうかね、これが私、一緒になっちゃって、ちょっと頭が整理できないもんですから。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 橋井議員のほうから、海浜エリア運動公園に係ります令和5年度の補正予算と、令和6年度の当初予算の事業者についての確認がございました。

まず、令和5年度の補正予算でサウンディング調査を実施したところでありますが、この事業者といいますのは、いわゆる海浜運動公園の整備をするための、何でしょう、日吉津村で事業実施の可能性があるかどうかを複数の事業者の目線で、事業展開可能な新規事業ですとか、またキャンプ場の活用についての御意見を伺った事業者のところですよ。

新年度、令和6年度に1,600万以上の委託費として計上しておりますのは、これはまたこの事業者とは違う業者になります。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） ということは、今、分かったことは株式会社ローカルファースト研究所、これについては、要するにソフト部門のシンクタンクというふうな理解のほうが適切ではないかなというふうに思ったところであります。ここが受注をして、様々な事業をプレゼンテーションをして、こういう事業展開がよろしいんじゃないでしょうかということをもとめて、それでこれに向かってくる業者が、例えばそこ、6社か7社か知りませんが、これでどうでしょうかということ、今度は逆に次の6社はハードなり云々のプロフェッショナルの会社だと思えますから、それでそこがこれを受けて、委託契約をしていく予算が一応1,650万だということとで間違いはないですか。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 失礼します。橋井議員の質問につきまして、ちょっと一部訂正がございます。

令和6年度の事業者選定に当たりましては、これからでございますので、必ずしも今までサウンディングをした事業者ですとか、令和5年度の補正契約を結んだ事業者が含まれないとはちょっと言い切れませんので、訂正させていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 補足で答弁させていただきます。

新年度予算計上させていただいておりますのは、これはサウンディングに参加をしたところが今度実際に事業に入ってくるかどうか、そういった事業者選定等も含めたような予算になっておりまして、あくまでも、何といいますか、そこまでの計画、村としての計画をつくったり、その方針を決めたり、あるいはその先に事業者選定を行ったりするところに対する法務チェックであったり、契約書の作成だったり、そういった支援に対する業務の委託ということになりますので、

なので、新しく実際にどこか工事をする、工事なりPFI事業をやる事業者に対する支払い委託契約というわけではないです。その業者はまだ今後決定するということにはなりません。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） ということは、ローカルファースト研究所というのんばかりではないということですか。私が思ったのは、ローカルファースト研究所に要するにプランニングのお願いをしてるので、そこのデータベースを用いて、1,650万でやってくれるところは別のところがやられるよということの理解でどうだったのかなと思ったんですけど。何かおかしいですかいね。要するに、設計はローカルファーストが、設計施工というのではちょっと頭分けて考えたら、ローカルファースト研究所は要するに設計プランをして、それでそこから出てきたものの計画図面に基づいて、1,600何ぼでやってくれる実施施工とは別ですよ、そういうのを図面に描いたりまた云々するということに1,650万円で請け負ってくれるということなのかな。実際のハードで道造ったり、ます造ったり云々はまた別の話ですけどん、1,600万でそこらではできへんだけん、ということでええのかな。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。新年度に上げさせていただいております予算についても、要はコンサルティングのほうの予算です。なので、これまで村で海浜エリアの活性化計画等々をつくってきたところですが、ただ、これにはまだいろいろな提案が含まれているような状態で、実際の形にはなっていないわけですし、そういった状況で今年度かけて、今サウンディングで実際にやってくれる事業者があるかないか、どうだろうなという感触を今確認をしているところであります。それを6年度に実際に、今のところは実際にやってくれる事業者がありそうだという認識の下に、その実際の計画を策定していく、どのような整備をしていくであるとか、そういったことについて、何ていうか、コンサルティングです、引き続き。なので、実際の整備はまた別になります。その業者決定については、今後決定するということになります。以上です。

○議員（8番 橋井 満義君） 何か分からんようになっちゃった。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 要するにローカルファースト研究所はもうさよならみたいなもん。ごめん、表現が悪い。もうお呼びじゃないんですか、1回で終わり。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。当該業者も含むところでの決定になりますので。以上でございます。

○議員（８番 橋井 満義君） ほんなら要するに……。失礼しました。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（８番 橋井 満義君） 私の取り方が悪かったです、ごめんなさい。要するに、マニフェスト研究所も含めて、新たにそこでシャッフルをした業者選定をして、この予算を執行していくよということよろしいでしょうか。（発言する者あり）よろしいですか。失礼いたしました。

といいますのが、このローカル、この研究所は、この1月の末にこの近場の江府町で事業を今施行されております。なかなかのいいセンスを持っておられますよ。侮れないなと思って、私、ちょっと評価をしているところです。それはそれで独り言だと思ってください。

以上で、時間もあと4分ほどしかありませんので、終わります。

次、教育長のお楽しみは取っておきましたので。この副読本の、ふるさと読本の話なんですよ。それで、これも前に言ったとおりで、あと、つくった側とつくる側と云々どうするのよということで、今回、本年度予算とリンクするところがあるのということで、また一つ、この先ほどの大武課長より複雑なのは、債務負担行為を絡ませてこられてますから、それと、これは総務課長の指示なのかどうか、私、分かりませんが、ここで令和5年の6月に委員の報償費15万、それで今年の6年の予算も委員の報償費は同じく15万円、委員さんの報償費ですね、これは出面です。それで、アドバイザーの委託は令和5年の6月に11万円を組んで、合計26万円組んでるけども、あのときに私も質問したのは、アドバイザーの委託はいいんだけど、この予算で刷れるんかいなということを私は言いました、それで刷れるわけないわけですから。それで今回は、まず、ここできちっとしておきたいのは、3分だ、今回の予算で15万、報償費、これはいいです、一緒ですから同額で。これね、教育委員会のほうでは11万円つけて要求したのが、55万査定でアップしてます、珍しい。お手盛り査定していただいて、70万になったです、合計で。この経過というのは、これは私が臆測で言ったらいけませんけども、要求額を査定でアップしたのは、これ、夢はぐくむ基金支出ができるからこういうふうに関の部分で70万して、ここでできる限りアップして、アドバイザーのこのお金を入れておいたほうがええのということで判断された結果なんですかね。それじゃないと、今度は7年度からの債務負担行為が110万ついてくるんですよ。債務負担行為は、これ、私は議会の人間ですから、言っとかないかん。これ、予算計上で義務費でなってきますから、議会でこれはもう7年度以降削除できないんですよ、構えないんです。これは多分、総務課長のほうがよう分かつとるんです、銭の出入り。それと基金の支出でなぜこうやってしたか、そこの2点がこれ、ここの予算のトリックなんですよ。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

ちょっと今、要求書等の資料を持ち合わせておりませんので、具体的中身は分かりませんが、印刷まで一つの業者で委託したほうがやりやすいだろうということで、ただ、印刷をこの1年間でやり切るといのがなかなか業務量に対して難しいということでしたので、2か年にわたって契約して実施する、そして2か年目の委託料を債務負担行為にさせていただいたという流れでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） もう時間がないです。一番肝腎な部分が残ってしまいましたね。

この要求額と査定額というのは、この概要書の部分の165ページにこれ全部出てますから、私これで分かったんですよ。それで、ここの事業概要の財源説明の中で、これ、70万組んでありますから、これはやはり基金繰入れの基金の用途目的がありますから、そこにそぐうした支出方法で、これはまた間違ったやり方じゃないんですよ。そういうこともありますから、これ、答え出ないようですから、これはあれだね、議案質疑でやりましょうか。

ということで、質問の内容はお分かりになったと思いますので、以上で私の一般質問は終わります。

○議長（山路 有君） 御苦労さんでした。

以上で橋井議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

なお、次回の本会議は、3月11日月曜日、午前9時から議案質疑を行いますので、当議場に御参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時37分散会
